

パブリックコメント用

第2次田辺市総合計画 後期基本計画（案）

田辺市企画広報課

施策 1 人 権

単位施策(1) 人権擁護

<No. 1 >

将来あるべき姿

人権を守り、互いに助け合い、明るく平和なまちを実現するため、広く日常生活に人権尊重の精神が脈打つよう、様々な人権施策による取組が進められ、人権意識の向上が図られています。

まちの現状と課題・施策の展開

- ① 本市では、市町村合併を機に「田辺市民憲章」を制定し、市民が力を合わせて人権が尊重されるまちづくりに取り組むことを宣言しました。また、平成 31 年に「田辺市人権施策基本方針（改定版）」を策定し、これまでの取組の精神を引き継ぎながら、あらゆる分野において、人権尊重の視点に立った施策の総合的、効果的な推進に努めてきました。令和 3 年には、まちづくりの基軸である人権の尊重をより確固たるものとするため、「田辺市人権尊重のまちづくり条例」を制定しました。本条例の目的である「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまち」の実現は、「誰一人として取り残さない」という SDGs の理念とも共通するものです。この SDGs の理念は、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるということであり、一つひとつのゴール（目標）を達成していくことは、条例に掲げた目的の実現につながるものと考えています。今後も本条例に基づき、不当な差別やあらゆる暴力を許さない社会を築くため、人権尊重の視点に立って、市民の主体性を大切にした取組を継続して進めることが重要となります。
- 「田辺市人権尊重のまちづくり条例」及び「田辺市人権施策基本方針（改定版）」に基づき、市民一人ひとりの尊厳が守られ、日常生活の中に入人権尊重の精神が脈打つよう、あらゆる分野において人権尊重の視点に立った施策を総合的に推進します。
- ② 同和問題をはじめとする様々な人権問題を解決するため、市民・行政・企業・関係機関・関係団体が連携して人権教育や啓発の取組を進めてきましたが、依然として、同和問題に対する誤った認識による差別、女性や子供、高齢者、障害のある人、外国人、犯罪被害者、性的少数者等に対する差別や暴力、疾病等に起因する差別や暴力その他様々な人権問題が存在しています。近年では情報化の進展や社会情勢の変化に伴い、インターネット等における人権侵害や、災害時等における真実ではない情報の流布など、新たな課題が生じています。全ての人の人権が尊重されるためには、他人の人権も自分の人権と同じように正しく理解し、相互に尊重し合うことが必要です。
- 最も身近な人権救済窓口としてその機能が発揮できるよう、誰もが安心して相談できる体制づくりや相談業務の適切な実施に努めます。また、複雑・多様化する人権問題に対して、国・県・各専門機関との連携や協力を図りながら、適切な指導や助言を行います。
- 田辺市人権擁護連盟や関係団体、企業等と連携し、効果的な人権啓発や人権擁護活動に取り組むとともに、市民の自主的・主体的な活動を支援します。
- 人権問題に対する正しい理解と認識を深め、豊かな人権感覚を身に付けていくため、「人権を考える集い」や「たなべ人権フェスティバル」を開催します。
- あらゆる行政分野において人権尊重の意識高揚が図られるよう、職員の人権研修を実施します。

- ③ 企業や各種団体等においても、様々な人権問題の解決に向けて、行政との連携や協働により、「田辺市人権施策基本方針」に基づく取組を推進する必要があります。
- 企業における人権教育・啓発の取組を促進するため、田辺市企業人権推進協議会と連携して、学習相談への対応や情報・教材の提供、講師派遣などの支援を行います。
- ④ 「人を大切にする教育」の基本方針に基づき、公民館においては、人権尊重の視点に立って、市民の主体性を大切にした取組を進めていくことが重要であるとともに、学校教育においては、教育の全体構想に位置付け、児童・生徒の日常生活や教職員の指導の中にその精神が生かされるよう取組を進めることが大切です。
- 人権や生活課題の解決のための学習や社会活動への参加を通じ、一人ひとりが自己を高めるとともに、互いのつながりを強め、人権が大切にされ、幸せに生きることのできる社会をつくります。
 - 公民館においては、各種団体・機関と連携し、人権を取り巻く今日的な課題を踏まえながら、市民の主体性を大切にした人権学習会を開催し、地域における人権課題の解決を目指します。
 - 学校教育においては、命を大切にする教育の推進、道徳・福祉教育の充実に努め、人権意識の向上に取り組みます。

指標とその目標

指 標	実績値	現状値	目標値（R7）
身の回りで人権が守られていると思う市民の割合	71.9% (H28)	70.7% (R2)	75.0%
地域別人権学習会の参加人数	1,583 人 (H27)	764 人 (R2)	2,000 人
市から企業への講師派遣回数	6回 (H27)	3回 (R2)	12回

施策 1 人 権

単位施策(2) 男女共同参画

<No.2>

将来あるべき姿

性別に関わりなく、人権が尊重され、男女がそれぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会が推進されています。

まちの現状と課題・施策の展開

- ① 平成 19 年に「田辺市男女共同参画プラン」を策定した後、施策がより効果的に前進するよう、平成 26 年に「第2次田辺市男女共同参画プラン」を策定し、広く市民の理解を深めるとともに、このプランに基づいた施策の取組を推進しています。しかし、男女共同参画社会の実現に向けては、固定的な性別役割分担意識やそれに基づく社会慣行など、諸課題が根強く残っており、また、配偶者等からの暴力、性犯罪、性暴力等の防止の取組も大きな課題となっています。
- 固定的な性別役割分担意識からくる社会的性別に捉われることなく、誰もが男女共同参画について正しく認識できるよう、人権尊重の視点に立った啓発活動や教育・学習を推進するとともに、相談事業等を実施します。
 - 配偶者等からの暴力、性犯罪、性暴力、セクシャルハラスメントなど、あらゆる人権侵害の根絶に向けて、被害の発生や拡大を防ぐための啓発活動を実施するとともに、被害を訴えることができる場の拡充や保護体制の整備、被害者の自立に向けた支援など、きめ細かな支援体制の構築を目指します。
 - 全ての活動に多様な価値観と発想が取り入れられるよう、市の政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、企業や地域団体等に対して、方針決定過程への女性の参画を進めるための働き掛けを行います。
 - 就業において、男女が個人の能力を十分に発揮できる環境づくりを推進するとともに、家庭生活と仕事を両立できるよう、子育てや介護等への社会的な支援の充実に努めます。また、男女が共に責任を持って家庭・職場・地域活動を担い、様々な分野に参画できるよう意識啓発と環境整備を推進します。
 - 田辺市男女共同参画プランの実効性をより高めるため、推進体制の強化を図ります。

指標とその目標

指 標	実績値	現状値	目標値（R7）
職場や家庭などで、男女が共に責任を分かち合い、性別に関わりなく個性と能力が発揮できていると思う市民の割合	54.0% (H28)	56.1% (R2)	60.0%
各種審議会等における女性委員の割合	29.9% (H27)	31.2% (R2)	34.0%
男女共同参画センターが主催する講演会・講座の開催回数	13回 (H27)	5回 (R2)	10回

施策2 歴 史

単位施策(1) 郷土の偉人

<No.3>

将来あるべき姿

郷土にゆかりのある偉人の顕彰とその功績を後世に伝える活動が展開されています。

まちの現状と課題・施策の展開

- ① 南方熊楠翁の埋もれた偉業を掘り起こし、広く社会に顕彰していくため、南方邸内の資料の調査・研究や整理・保存、研究紀要の刊行を行い、平成29年には熊楠翁生誕150周年という大きな節目を迎えました。引き続き、南方熊楠賞の運営や、熊楠翁の業績と実像を紹介する顕彰事業を推進する必要があります。
- 熊楠翁が晩年を過ごし、その研究と生活の拠点とした南方邸と、新属新種の変形菌(粘菌)を発見した庭、そして、25,000点以上に及ぶ蔵書・資料を保存し、後世に伝えていきます。
 - 協力研究者や外部研究機関等との連携を図り、所蔵資料・新規資料の調査・整理を行うとともに、熊楠翁に関する研究を推進し、その成果を広く紹介するほか、次代を担う研究者を育成し、更なる研究を進めます。
 - 国内外に向けて、熊楠翁、さらには熊楠翁の活動の中心であった田辺、熊野について理解を深めることができるよう、顕彰事業の更なる充実に取り組みます。
- ② 合気道の開祖である植芝盛平翁の生誕地として、盛平翁の偉大な足跡と功績を広く・正しく・永く後世に受け継いでいくため、令和2年に完成した植芝盛平記念館を拠点とし、より一層盛平翁の功績の顕彰及び情報発信を行う必要があります。
- 盛平翁の偉大な功績を顕彰するため、「植芝盛平翁の故郷を訪ねて」や「合気道国際奉納演武」の実施、大規模な合気道大会等の開催・誘致に努めるとともに、植芝盛平翁顕彰会との協働により、盛平翁の人物像や合気道について学ぶ機会の充実を図ります。
 - 植芝盛平記念館を拠点都市、盛平翁の顕彰と合気道の情報発信に取り組みます。

指標とその目標

指 標	実績値	現状値	目標値 (R7)
南方熊楠翁や植芝盛平翁について、またその功績を知っている市民の割合	71.4% (H28)	74.8% (R2)	80.0%
南方熊楠顕彰館入館者数	6,630人 (H27)	3,547人 (R2)	8,600人
武道（合気道）教育の導入校	3校 (H27)	6校 (R2)	8校
国際奉納演武の参加者数	37人 (H27)	0人 (R2)	120人
植芝盛平記念館入館者数	—	2,698人 (R2)	6,000人

施策3 文化

単位施策(1) 文化振興

<No.4>

将来あるべき姿

先人の功績や郷土の歴史・伝統を学ぶ機会や資料が充実しています。また、市民の文化意識が高揚し、個性的で魅力的なふるさと文化の振興が図られています。

まちの現状と課題・施策の展開

- ① 田辺歴史民俗資料館の入館者数が減少傾向にあるため、新規来館者の掘り起こしを図るとともに、次世代・後世への継承に向けた、文化財資料の実態把握と保存管理の見直しが課題となっています。
 - 田辺歴史民俗資料館において、貴重な文化財の保管・展示をはじめ、資料の収集・整理・研究・公開を行うとともに、新規来館者の掘り起こしのため、多様なコンテンツを研究し、郷土の歴史や文化を学び・体験できる機会の充実を図ります。
 - 各行政局管内で保管・展示している資料の実態把握に努めるとともに、保存管理の見直しを検討します。
- ② 文化・芸術団体等の育成と若い世代を含む文化意識の高揚に努めていますが、展覧会等への出展数の減少傾向や出展者の高齢化、田辺市文化協会の会員数の減少など、若年層に対する関心を高める取組がより一層必要となっています。
 - 美術の振興や芸術水準の向上・発展のため、田辺市美術展覧会を開催します。また、関係機関・団体との連携を図り、幅広い世代の芸術・文化活動に対する関心を高める取組を進めます。
 - 田辺市文化協会の充実・発展に努めるとともに、自主的に活動する文化団体に対する支援を行い、地域文化の継承と新たな文化の創造に努めます。
- ③ 田辺市立美術館と熊野古道なかへち美術館では、貴重な美術品を所蔵・公開し、美術に親しむ機会と学びの場を提供しています。
 - 作品収集を進めるとともに、収集作品や資料の調査・研究を行います。
 - 特別展や館蔵品展の開催など、質の高い芸術文化に触れる機会を提供し、関連する企画への参加を通じて、美術に対する関心を高める取組を進めます。
- ④ 紀南文化会館では、各種団体等への貸出や施設を活用した文化事業の実施など、地域文化の振興と文化芸術の発展に寄与していますが、施設の老朽化等のため大規模な改修や修繕が課題となっています。
 - 紀南文化会館を文化振興の拠点施設として、文化芸術の活動の場や学びの場を提供するとともに、優れた芸術鑑賞の機会を提供します。
 - 老朽化の進む紀南文化会館の大規模改修に向けた取組を進めます。

指標とその目標

指 標	実績値	現状値	目標値（R7）
芸術の鑑賞や文化の活動機会に恵まれたまちだと思う市民の割合	37.8% (H28)	38.2% (R2)	43.0%
田辺市立田辺歴史民俗資料館の来館者数	5,221 人 (H27)	2,383 人 (R2)	7,000 人
田辺市立美術館、熊野古道なかへち美術館の来館者数	11,195 人 (H27)	3,383 人 (R2)	13,000 人
文協フェスティバルの来場者数	5,355 人 (H27)	0人 (R2)	5,200 人
田辺市美術展覧会における公募作品展示数	180 点 (H27)	0点 (R2)	200 点

施策3 文化

単位施策(2) 世界遺産、文化財

<No.5>

将来あるべき姿

世界遺産である熊野参詣道や熊野本宮大社に代表される文化遺産及び文化的景観の保全が図られるとともに、文化財の保護・継承の取組が進められています。

まちの現状と課題・施策の展開

- ① 本市が有する登録資産は、霊場としての熊野本宮大社や熊野本宮大社旧社地大斎原、熊野参詣道（中辺路・小辺路・伊勢路）、大峯奥駈道の総延長約65キロメートルに及ぶ参詣道と王子社や鬪鷄神社などの関連遺跡群であり、これらの資産を守り、引き継いでいく必要があります。
 - 熊野参詣道に代表される世界遺産の保護・保全のため、市民・行政・来訪者が連携し、保全活動への取組を進めるなど、意識の高揚を図ります。
- ② 登録資産の緩衝地帯（バッファゾーン）について、環境や文化的景観の恒久的な保全のため、その周辺地域の良好な景観形成に向けた継続的な取組が必要となっています。
 - 登録資産の緩衝地帯について、「田辺市歴史文化的景観保全条例」に基づき、その環境の保全に努めます。
 - 熊野参詣道の周辺を構成する森林の適正な整備により、文化的景観の保全に努めます。
 - 緩衝地帯の周辺地域については、「田辺市景観条例」に基づき、豊かな自然や文化遺産の保全と継承を図りながら、良好な景観の形成を促進します。
- ③ 文化財の調査や研究を進め、その保護と顕彰に努めるとともに、地域における文化財の保護・継承や顕彰活動を支援しています。今後においても、貴重な文化遺産の保存と活用を図ることが重要です。
 - 文化財保護法、和歌山県及び田辺市文化財保護条例に基づき、指定文化財の保存・継承に努めるとともに、その活用に一層取り組みます。また、所有者等による文化財の保存・顕彰活動を支援します。
 - 県指定無形民俗文化財である「田辺祭」について、映像等による記録保存と併せて、国の無形民俗文化財への指定を目指します。
 - 市内に所在する文化遺産の詳細な調査と正当な価値付けを行い、文化財への指定と保存に向けた取組を進めます。

指標とその目標

指標	実績値	現状値	目標値（R7）
世界遺産など文化財が大切に保存されていると思う市民の割合	70.3% (H28)	73.6% (R2)	75.0%

施策4 生涯学習

単位施策(1) 生涯学習

<No.6>

将来あるべき姿

市民による主体的な学習活動が行われ、その学習活動が地域づくりにつながるなど、学びの成果が地域で生かされる生涯学習のまちづくりが進められています。

まちの現状と課題・施策の展開

- ① 市民一人ひとりが学びを通じて自己を高め、学びの成果が地域で生かされ、地域づくりにつながる、学びと人材育成を目的とした生涯学習を推進しています。
 - 公民館等において、地域住民の希望や地域課題・今日的な課題を踏まえた学習の場を提供します。また、学習成果を発表する機会の提供により、学習意欲の更なる向上を図ります。
- ② 施設の老朽化が進む中、計画的な施設整備をはじめ、備品の更新など、生涯学習施設の充実を図る必要があります。
 - 生涯学習の拠点施設である田辺市生涯学習センターや各地区公民館の計画的な施設整備及び適正な維持管理に努めるとともに、備品の更新などにより、各施設の充実と有効活用を図ります。
- ③ 田辺市立図書館については、地域の情報拠点であるとともに、生涯学習の支援や子供の読書活動の推進を図る施設として、その役割や存在意義は、ますます重要なものとなっています。
 - 資料や情報の収集・提供により、幅広い年齢層の読書活動や生涯学習を支援するとともに、公平な読書機会を提供するため、図書館を利用しにくい地域を対象として、移動図書館の巡回や配本の充実を図ります。
 - 子供の読書活動を推進するため、学校図書館との連携を強化するとともに、ボランティアの養成・支援を行います。
 - 田辺市文化交流センター「たなべる」の交流ホールを利用した作品展の実施など、市民の交流の場としての活用を図ります。
- ④ 過疎化や核家族化、少子高齢化等の進行など、社会情勢が急激な変化を見せ、地域において多くの現代的課題を抱える中、課題解決に向け、主体的な役割を担い地域をつなぐ人材の育成・養成が重要となっています。
 - 地域住民の主体的な学習活動や地域づくり活動を更に支援するため、市民参画と大学等高等教育機関との連携により、まちや地域を支える人材育成を図ります。
- ⑤ 家庭や地域における教育力を充実させ、地域全体で子供を育てる体制づくりとして、市立幼稚園・小・中学校を対象に28の学社融合推進協議会を設置していますが、地域コミュニティの弱体化、地域の教育力の低下が懸念される中、地域全体の取組へと発展させていく必要があります。
 - 学校・家庭・地域の連携・協力による「地域に開かれた学校づくり」、「学校を核とした地域づくり」に向けた様々な活動をより一層推進するため、学社融合推進協議会の組織体制の強化と活動の活性化を図ります。

指標とその目標

指 標	実績値	現状値	目標値（R7）
誰もが、いつでも、気軽に学習できる環境が整っていると思う市民の割合	41.4% (H28)	40.0% (R2)	45.0%
田辺市生涯学習センターの利用者数	78,186 人 (H27)	39,822 人 (R2)	85,000 人
公民館の利用者数	167,586 人 (H27)	62,161 人 (R2)	170,000 人
田辺市立図書館の来館者数	223,031 人 (H27)	146,539 人 (R2)	218,000 人
市民1人当たりの図書貸出し冊数	5.1 冊 (H27)	4.5 冊 (R2)	6.0 冊
各種人材育成講座の参加者数	107 人 (H24～H27)	620 人 (H29～R2)	620 人 (R4～R7)

施策5 スポーツ振興

単位施策(1) スポーツ振興

<No.7>

将来あるべき姿

生涯スポーツ社会が実現され、市民誰もが気軽にスポーツに親しみ、健康で豊かな生活を送ることができます。

まちの現状と課題・施策の展開

- ① スポーツ全体の普及・発展と競技スポーツの振興を図るため、指導者の養成・資質向上が必要です。
 - 競技団体の指導者を中心に、事故やケガの防止、技術向上につながる研修会等を開催し、指導者の資質向上に努めるとともに、安心・安全にスポーツ活動ができる環境づくりを支援します。
- ② 青少年の健全育成や地域コミュニケーションの形成、地域教育力の向上の方策として、総合型地域スポーツクラブの育成とその発展を図るとともに、各種競技団体に対する支援を充実させることが有効です。
 - 総合型地域スポーツクラブなど各種団体等への支援のほか、青少年スポーツ団体の活動支援やジュニアスポーツ活動の充実を図ります。
 - 全ての競技者の励みとし、市民を挙げてその功績を称えるため、国内外のスポーツ大会において優秀な成績を収めた市民等に対し「田辺市スポーツ賞」を贈ります。
- ③ 市民それぞれの体力や年齢に応じて、自主的、継続的にスポーツに親しむことのできる機会の提供や、青少年の健全育成のためのスポーツ環境の整備等が大切です。
 - スポーツ推進委員を中心として、ニュースポーツの普及を進め、市民のスポーツ活動への参加を促すとともに、健康の維持・増進に取り組みます。
 - 各種スポーツ大会の開催や、令和4年に開催される「関西ワールドマスターズゲームズ」への対応など、スポーツに親しむことのできる機会を提供します。
 - 一流アスリートの講義や実技等を通じて、子供たちに夢や仲間の大切さを伝えます。
- ④ 社会体育施設の計画的な整備・改修など、施設環境の充実が必要です。
 - 体育施設の老朽化・耐震対策を計画的に進めるとともに、スポーツ人口の増加に対応するため、既存施設の有効活用や学校体育施設との連携を視野に入れながら、施設の整備・充実を図ります。
- ⑤ 田辺スポーツパークが、リオデジャネイロ及び東京パラリンピック陸上競技のナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設として指定されてきた経験を生かし、障害者スポーツの更なる普及促進に向けた取組が必要です。
 - 障害者スポーツの普及促進や環境整備の更なる充実に努めます。

指標とその目標

指 標	実績値	現状値	目標値（R7）
誰もが、生涯を通じてスポーツを楽しめる環境が整っていると思う市民の割合	44.7% (H28)	47.0% (R2)	60.0%
スポーツ指導者講習会・研修会の参加者数	94人 (H27)	0人 (R2)	120人
ニュースポーツ教室への参加者数	128人 (H27)	172人 (R2)	200人

施策 1 情報発信、交流

単位施策(1) 情報発信、交流

<No. 8>

将来あるべき姿

本市の国内外における認知度が高まっているとともに、様々な分野において交流が促進されています。

まちの現状と課題・施策の展開

- ① 本市は、自然や歴史、文化、産業など、豊かな地域資源を有しているものの、全国的な認知度は決して高くないことから、本市の魅力が全国に広く浸透していないのが現状です。地方を取り巻く環境が大きく変化する中で、激しさを増す地域間競争に埋もれてしまわないよう、交流人口や関係人口の増加、地域経済の活性化に向け、本市の魅力を発信していくことが重要です。
- 「田辺市」という名称と、本市の魅力や本質的な価値を「知ってもらう」ことに重点を置きながら、田辺ならではの物語性や独自性を構築し、情報の発信拠点である首都圏等において、多様な媒体を活用した戦略的な情報発信を行うなど、国内外から選択される取組を進めます。
 - ひと・もの・情報など、様々な分野における交流を通じ、相互地域の产品や観光等に対する認知度の向上を図るとともに、観光客の誘致、ワーケーションの推進、関係人口創出事業などにより、二地域居住や移住までを見据えた交流人口及び関係人口の増加に取り組みます。
 - 県内外の大学等との連携強化や連携協定を推進し、大学に集積するノウハウ^{※1}を生かした地域づくりを展開します。また、フィールドワーク^{※2}等の地域での活動を通じて市民と大学生が交流できる機会を創出し、関係人口の増加に取り組みます。
- (※1) ノウハウ・・・専門的な知識、技術、手法等
- (※2) フィールドワーク・・・実地研究や現地調査のこと。
- 豊かな自然環境や景観、特に世界遺産と世界農業遺産の地域資源を最大限に活用した、多様なツーリズム活動を通じて都市との交流を推進します。
 - 本市に愛着があり、「住み続けたい」、「将来的に戻ってきて暮らしたい」と思っている中高生をはじめとする若者や市外在住の本市出身者が、その想いを実現できるよう、各種施策の展開により、更なるまちの魅力向上に取り組みます。また、高校卒業までに地域を知って、関わり、考える機会を創出するとともに、卒業後も本市とのつながりが継続できる取組を実施します。
- ② 国内外からのスポーツ合宿や大会誘致の取組を推進することで、体育施設の利活用の促進とともに、交流人口の増加や地域の活性化が期待されています。
- 田辺スポーツパーク等の施設と当地域の温暖な気候や交通利便性等の優位性を生かし、南紀エリアの各町との連携や、スポーツ・ツーリズム・コーディネーターによる利便性の高いサービスの提供などにより、他地域との差別化を図りながら、国内外からのスポーツ合宿や大会誘致を推進します。

指標とその目標

指 標	実績値	現状値	目標値（R7）
本市が行う関係人口の施策を通じての地域活動の実践者	—	19人 (R2)	80人 (R4～R7)
大学との連携協定締結件数	5件 (H27末)	7件 (R2末)	8件
田辺スポーツパークを核とした県外からの合宿利用人数	19,875人 (H27)	13,041人 (R2)	37,000人

施策2 農林水産業

単位施策(1) 農業

<No.9>

将来あるべき姿

梅・かんきつを軸とした、安定かつ効率的な農業経営が確立しています。また、果樹産地としての競争力が高まり、梅・かんきつの産地ブランドとしての地位が確立しています。

まちの現状と課題・施策の展開

- ① 景気低迷の中、青梅、梅干しとともに大変厳しい局面を迎えてます。梅干しの売れ筋は低価格・低級品が中心で、A級品の消費が減退している状況です。青梅についても、消費の減退が進んでおり、販売量は減少傾向にあります。また、作柄により青梅、原料梅干しの価格が安定せず、後継者不足や離農につながっています。今後、青梅、原料梅干しとともに不足する可能性があり、梅産業を守るためにには、生産安定化、経営安定化施策による生産者の確保が課題となっています。
- 紀州田辺うめ振興協議会や紀州梅の会の活動を中心として、市内はもとより全国各地で、梅加工講習会や学校等での農業体験・食育、催事、スポーツイベント、商談会等への出展を通じ、梅のPR及び消費拡大、販売促進活動を推進します。
 - 全国有数の梅産地としての情報発信を行うとともに、梅料理の普及、梅もぎ体験の誘致・受入れなどにより、梅の消費拡大に取り組みます。
 - 「田辺市紀州梅酒による乾杯及び梅干しの普及に関する条例」や令和2年に地理的表示の指定を受けた「和歌山梅酒」(GI 和歌山梅酒) の普及・浸透活動により、市民はもとより全国に向け、梅酒や梅ジュース、梅製品の普及促進に努めます。
 - 梅の機能性研究を推進し、付加価値を高めることにより消費拡大を図ります。
 - 全国の小・中学生等を対象とした出前講座や梅加工体験等を通じて、梅の食育普及の促進と消費拡大を図ります。
- ② 世界農業遺産「みなべ・田辺の梅システム」の認定地域として、「第2期世界農業遺産保全計画（令和2～7年）」に基づき、次世代に「梅システム」を継承していくための取組を行い、梅産業の更なる発展を図る必要があります。
- 次世代に梅システムを継承していくため、梅産業全般のグローバル展開を図るとともに、梅産業そのものの観光的価値や文化的価値にも着目し、様々な情報発信を行います。
- ③ 梅の生育不良新規発生本数は、減少傾向で小康状態を保っていますが、引き続き調査が必要です。
- 生育不良の原因解明のための調査を継続するとともに、関係機関と連携し、生産安定化に向けて、栽培技術の向上、病害虫対策の情報共有、情報発信を行うとともに、改植及び土壤改良事業を実施します。
- ④ かんきつは、本市の農産物の中で梅に次ぐ栽培面積を有しており、近年では中晩かん類も多様な種類が栽培されています。みかんの甘さと種類の多さ、さらには周年収穫できることが特徴で、市場から高い評価を得ていますが、知名度が低いことから、産地ブランドの強化が求められています。また、優良品種の安定供給を図るため高品質生産が求められています。

- 温暖な気候を生かした収益性の高い極早生や高糖系品種の導入普及、マルチ資材等を活用した栽培技術の向上、周年供給が可能な中晩かん品種への転換を促進し、高収益・高付加価値型農業を進めます。
 - 産地ブランド力の強化と消費拡大のため、積極的な情報発信を行うとともに、首都圏をはじめとした国内販売や海外輸出の拡大に向け、リモートによる商談など社会情勢に対応した販売促進活動を実施します。
- ⑤ 鳥獣による農作物被害は、依然として深刻な課題であり、経済的被害だけでなく営農意欲の減退が耕作放棄地の増加をもたらし、これが更なる被害を招くといった悪循環に陥っており、従来の防除対策に加え、新たな対策が必要となっています。また、高齢化等により狩猟者が減少しており、捕獲者の確保と捕獲後の個体処理が課題となっています。
- 捕獲した鳥獣の有効活用を促進するとともに、捕獲個体の処理に係る農家の負担軽減を図るため、新たな処分方法を研究します。
- ⑥ 梅やかんきつ類の果樹栽培による単一経営から野菜や花き等の栽培を併せた複合経営への転換など、更なる農業経営の安定化を図る必要があります。
- 農業経営の安定化のため、梅・かんきつと野菜・花き等との複合経営への取組を進めるとともに、本市の気候等の条件に適した新たな果樹等の産地化を進めます。
- ⑦ 山間地域では、過疎化や高齢化等により耕作放棄地が増加し、優良農地の損失のみならず、景観の悪化や近隣耕作地へ与える影響が問題となっていることから、農地を有効利用するためにも、農地の流動化の促進が重要な課題となっています。
- 農業生産力を維持していくため、集落等による農業生産活動を支援するとともに、農地中間管理機構との連携を図り、担い手への農地集積を推進します。
- ⑧ 農業労働力を確保するため、担い手の育成や新規就農に対する支援に加え、就農後の経営安定化を図るための、個々に応じたきめ細かな支援が必要となっています。
- 認定農業者制度や集落営農などにより担い手の育成を促進するとともに、新規就農者の確保に努めます。また、新規就農者等への経営技術の改善指導などの支援活動に取り組みます。
- ⑨ 熊野牛の生産農家が激減し、存続が危ぶまれており、更なるブランド化の推進とともに、後継者や新たな担い手の育成が急務となっています。
- 畜産農家の経営安定化を図り、後継者を確保するため、優良品種への改良や生産技術の向上を図り、熊野牛のブランド化・高品質化を推進します。
- ⑩ 担い手の育成、省力化のための基盤整備や新技術導入など、生産性の向上や農地の維持・保全対策が重要な課題となっています。また、農道等の生産基盤の適正な維持管理が必要です。
- 農作業の省力化、効率化によるコスト縮減を図るため、農業用施設の効果的な整備を行うとともに、スマート農業を推進します。
 - ため池等の水利施設について、利用状況や環境保全機能の有用性などを見極め、未利用ため池の廃止も含めた計画的な保全・整備を行います。

指標とその目標

指 標	実績値	現状値	目標値（R7）
梅・かんきつを中心とした足腰の強い農業の振興が図られていると思う市民の割合	45.1% (H28)	48.8% (R2)	50.0%
新規就業者数	71人 (H24～H27)	54人 (H29～R2)	74人 (R4～R7)
認定農業者件数	220件 (H27末)	246件 (R2末)	270件
梅の生産量	19,000t (H27)	12,501t (R2)	20,000t
みかんの生産量	11,600t (H26)	12,000t (R1)	11,700t
梅の生育不良発生本数	1,384本 (H27)	1,014本 (R2)	1,000本
農作物被害額	3,998万円 (H27)	3,435万円 (R2)	2,800万円

施策2 農林水産業

単位施策(2) 林業

<No.10>

将来あるべき姿

森林の有する多面的機能が維持されるとともに、木材の利用拡大や雇用と環境を踏まえた地域資源創造型産業への転換など、森林資源の循環と保全が両立した、強い林業が確立されています。

まちの現状と課題・施策の展開

- ① 森林は、木材生産機能のほか、水源のかん養、土砂の流出防備等の治水・治山などの公益的機能を有していることから、市民生活の安全のため、適正な維持・管理が必要です。また、二酸化炭素の吸収や炭素の貯蔵、再生可能な木材の利用による化石燃料の使用削減を通じて、地球温暖化防止にも大きく貢献しています。
 - 森林の有する多様な公益的機能の保全と調和のとれた、森林整備及び木材生産活動を支援するとともに、森林経営管理制度の運用により、森林の公益的機能の発揮や森林資源の充実を図るため、市が主体的に森林整備を進めます。
 - 成熟期に入った森林資源を最大限に活用するため、地域循環によるエネルギー利用や、多様なスマートビジネスの活性化を図るとともに、企業の森事業など、様々な担い手との連携による森林整備の取組を進めます。
- ② 戦後植林された森林資源が成熟期を迎える一方で、長引く木材価格の低迷から、採算性の悪化による再造林率の低下や林業労働力の減少等により、間伐・保育等が適正に実施されない森林の増加が懸念されており、木材の安定供給、品質・コスト競争に対応するための木材生産体制の強化が課題となっています。
 - 紀州材の価値を木材価格に反映させるため、木材生産、加工・流通、施工・販売など、川上から川下まで一体となった高付加価値戦略を展開するとともに、紀州材の認知度の向上を図るため、生産者と流通事業者・消費者との協同的な取組を推進します。また、アジア圏の旺盛な木材需要に対応するため、販路開拓機会の拡大を目指します。
 - 林地台帳を整備し、森林経営計画やゾーニング^{※1}に基づく適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の維持・循環を図ります。
(※1) ゾーニング・・・森林を、水源涵養や山地災害防止等の機能を持つ「公益的機能別施業森林（環境林）」と「木材生産機能維持増進森林（経済林）」に区域設定すること。
 - 小規模林家及び不在村林家に対する森林施業の推進については、森林経営管理制度の推進により不在村林家の意向を把握し、森林施業につなげるとともに、管内の各森林組合等を通じて森林経営計画への参画を積極的に進め、適切な森林施業の実施を目指します。
 - 林業経営の徹底した体質改善を図るため、伝統的な紀州材の生産を目指しながら、地理的制約に見合った生産管理と施業体制により、低コストと生産性の向上の推進を図ります。
 - 個々の事業体の取組に加え、地域の林業関係主体が一体となった機械化や技術開発等を支援し、田辺市全体で強い林業の実現を目指します。
- ③ 高齢化等により林業従事者が減少する中、林業振興策を実践し、持続可能な林業の実現に向け、地域をけん引し次代の林業を担う人材の育成が急がれています。
 - 森林経営管理制度の運用による安定的な施業量の創出や森林の経済的価値を高めることで、新たな担い手の育成と雇用の安定につなげるなど、森林組合をはじめとした林業経営体の強化を図ります。また、近年、担い手として注目されている自伐林家や自伐型林業に取り組む小規模事業者の育成を進めます。

④ 紀州備長炭や花木類等の特用林産物の生産において、原材料の確保や就業者の高齢化等が大きな課題となっており、安定供給や販路の拡大、新規産物の導入・開発を図り、生産振興に取り組む必要があります。

□ 後継者の育成や原木の生育研究など、紀州備長炭の生産支援に取り組みます。また、林家等の収入確保を図るため、花木類など特用林産物の生産拡大や販路開拓、新規産物の導入開発などの支援策を推進します。

指標とその目標

指 標	実績値	現状値	目標値（R7）
森林資源の循環と保全が両立した足腰の強い林業の振興が図られていると思う市民の割合	22.9% (H28)	26.9% (R2)	28.0%
新規就業者数	28人 (H24～H27)	22人 (H29～R2)	19人 (R4～R7)
森林整備面積	2,402ha (H27)	2,257ha (R2)	2,300ha
原木取扱量	66,737 m ³ (H27)	80,786 m ³ (R2)	96,000 m ³
紀州備長炭生産量	217t (H27)	101t (R2)	187t

施策2 農林水産業

単位施策(3) 水産業

<No.11>

将来あるべき姿

漁場環境の保全や「つくり育てる漁業」の促進が図られるとともに、地域水産物の販路拡大や高付加価値化などにより、恵まれた水産資源を生かした漁業が推進されています。

まちの現状と課題・施策の展開

- ① 漁獲量及び漁獲高が減少しているため、漁場環境の改善や「つくり育てる漁業」の促進が必要です。
 - 水産資源の維持・増大を図るため、効果的な放流事業等を実施し、「つくり育てる漁業」を促進するとともに、内水面漁業についても、効率的かつ効果的な放流事業を支援し、その振興を図ります。
 - 沿岸漁業の生産力を回復するため、海面環境の保全と漁場環境の改善に取り組むとともに、水産生物の生息・生育の場として重要な藻場の再生を図るほか、沿岸における安全な漁場の造成に努めます。
- ② 漁業協同組合の正組合員が年々減少し、高齢化も進んでいることから、漁業の担い手の確保や育成が大きな課題となっています。
 - 水産物の販路拡大や高付加価値化による漁業所得の向上、新規漁業就業者への支援を通じて、漁業の担い手確保を図ります。
- ③ 漁業生産活動が円滑かつ効率的にできるよう、時代のニーズに応じた漁港づくりが必要です。
 - 漁業生産活動が円滑かつ効率的にできるよう、漁港施設の機能保全を図るとともに、適切な維持・管理や利活用に努めます。
- ④ 魚価が低迷する中、新たな販路の構築や漁業協同組合による直売、加工品の新規開発などによる高付加価値化、ブランド化への取組がより一層求められています。
 - 積極的な宣伝活動等の展開により、ヒロメ・イサキ等のブランド化を推進し、市外・県外への販路拡大と価格の安定化を図ります。
 - 加工品の新規開発や漁港食堂の運営など、地域水産物の高付加価値化を図り、新たな販路開拓や消費開拓を進めます。

指標とその目標

指 標	実績値	現状値	目標値（R7）
恵まれた水産資源を生かす漁業の振興が図られていると思う市民の割合	25.0% (H28)	26.1% (R2)	30.0%
漁業協同組合の組合員数	611人 (H27.12末)	538人 (R2.12末)	500人
新規就業者数	12人 (H24～H27)	5人 (H29～R2)	16人 (R4～R7)
漁獲量	3,955t (H27)	2,064t (R2)	2,400t

施策3 商工業

単位施策(1) 商工業

<No.12>

将来あるべき姿

中心市街地活性化の取組により、商店街の再生が進められ、市街地のにぎわいが創出されています。また、梅加工業をはじめ、工業全般の発展が図られるとともに、中小企業者の育成・強化が進められています。

まちの現状と課題・施策の展開

① 中心市街地の商店街地域は、国道や田辺バイパス沿いへの大規模小売店やロードサイド型専門店^{※1}の立地といった外的要因に加え、店舗の老朽化をはじめ、経営者の高齢化、後継者不足等の内的要因、さらには消費者ニーズの多様化や消費行動の変化により衰退が著しく進んでおり、商店街と商店街を取り巻く中心市街地の活性化が大きな課題となっています。

(※1) ロードサイド型専門店・・・幹線道路など、通行量の多い道路の沿線に立地し、車やオートバイ等によるアクセスを主たる集客方法とした店舗のこと。

- 紀南地方の中核都市にふさわしい個性的で魅力ある中心市街地を形成するため、街路灯等の共同施設の整備を支援するなど、商店街における商業環境の整備を促進するとともに、景観等に配慮しながら、安全で快適な買物空間や歩行者空間を備えた商店街の整備を支援します。
- 中心市街地の商店街地域において、空き店舗等の活用を促進するとともに、出店・開業を行う事業者への支援を行います。
- 関係機関・団体との連携により、市街地活性化施設「tanabe en⁺」の活用も含めた中心市街地を回遊できる仕組みづくりに取り組み、街なかにぎわいを創出するとともに、外国人を含む観光客の商店街地域への誘導を図る取組を支援することにより、商店街のイメージアップと商業の振興を図ります。

② 本市の地場産業は、梅加工業を含む食料品製造業が全産業の6割を超え、梅関連産業の動向が本市の経済を左右する状況となっていますが、梅を取り巻く経済環境が厳しさを増す中、基幹産業である梅加工業をはじめ、工業全般の発展を図る必要があります。

- 都市部における地域産品の試験販売で得たニーズを商品改良に生かし、商品力の向上につなげるとともに、商談会への出展や情報通信技術(ICT)の活用等による販路拡大、各種イベントを通じた消費者との交流を促進し、本市や地域産品の認知度を向上させることで、地域産業の育成と発展を図ります。
- ふるさと田辺応援寄附金への返礼品として地域産品の充実を図り、新たな販路開拓や顧客獲得につなげます。

③ 本市における企業の大多数を占める中小企業は、厳しい経済情勢の影響を受け、様々な業種が厳しい経営環境に置かれています。

- 中小企業の育成強化を図るため、関係機関と連携し、経営改善を促進するとともに、専門家による診断事業等を実施します。
- 小企業資金利子補給事業や中小企業信用保証料補助事業により、中小企業者の経営の維持・安定及び商工業の振興を図ります。

指標とその目標

指 標	実績値	現状値	目標値（R7）
地域の特性を生かした商工業の振興が図られていると思う市民の割合	23.3% (H28)	27.3% (R2)	35.0%
1事業所当たりの年間商品販売額	15,794万円 (H26)	14,632万円 (R2)	18,300万円
1事業所当たりの年間製造品出荷額等	26,910万円 (H26)	38,075万円 (R2)	39,300万円
中心市街地に魅力があると思う市民の割合	14.3% (H28)	17.7% (R2)	25.0%
商店街地域にぎわいがあると思う市民の割合	6.7% (H28)	6.8% (R2)	15.0%
商店街における歩行者・自転車通行量	2,870人 (H27)	3,875人 (R2)	3,980人
商店街における新規出店件数	—	23件 (H29～R2)	28件 (R4～R7)

施策4 仕 事

単位施策(1) 起業・創業、雇用・就労 <No.13>

将来あるべき姿

新規創業や企業立地の促進が図られるとともに、ビジネスの視点による地域課題の解決や地域資源の活用など、新たな仕事が創出されています。また、良質な雇用の創出・確保が促進されるとともに、人材の確保が図られています。

まちの現状と課題・施策の展開

① 人口減少問題については、高校卒業後の市外への進学・就職が最大の要因であり、若年層を中心としたふるさと回帰を促す取組が求められているとともに、安心して働くことができ、暮らし続けることのできる「仕事づくり」が重要な課題となっています。

- 本市出身者が大学卒業等の人生の転機に、「ふるさとに帰ること（ふるさと回帰）」を選択できるよう、仕事をはじめとした情報発信やUターン者への支援などにより、ふるさと回帰を促進します。
- 市内での若年層をはじめとする幅広い年代層の起業・創業を支援するとともに、都市部等からの受入環境の充実を図り、商工業者の増加、空き家・空き店舗の解消、商工業の活性化による雇用の創出を促進します。
- デジタル技術の活用や企業の働き方が大きく変革していることを視野に入れ、本市への企業の立地と市内企業の事業規模の拡大を促進し、地域産業の振興及び雇用機会の増大を図ります。
- 地域企業・金融機関・大学・行政が一体となり、第二創業※1 やソーシャルビジネス※2 など、地域の特性を生かした創業を後押しするための人材育成やビジネスモデルの創出を支援します。

（※1）第二創業・・・中小企業などで新しい経営者が就任し、先代から引き継いだ事業の業務を転換したり、別の分野に進出すること。

（※2）ソーシャルビジネス・・・地域課題や社会的課題をビジネスの手法で解決していく活動

② 田辺公共職業安定所管内における有効求人倍率は、平成22年度以降、上昇を続けていますが、近年、経済情勢が更に厳しくなっており、良質な雇用の創出と人材の確保を図る必要があります。

- 公的教育機関等との連携及びその活用を図ることで、求職者等の職業能力開発を促進します。
 - 田辺公共職業安定所や県と連携し、職業相談事業等の利用促進を図るとともに、商工会議所等との連携により、Uターン就職や地元定着を促進します。
 - ジョブカフェわかやま※3 や南紀若者サポートステーションと連携し、若年者に対する就労支援に取り組むとともに、高齢者や障害者等の雇用機会の拡充と安定を図るため、雇用促進奨励金制度の利用促進を図ります。
- （※3）ジョブカフェわかやま・・・若者の就職支援をワンストップで提供する施設
- 共同作業場の円滑な運営を図るとともに、運営基盤となる施設の維持管理に努め、地域雇用の促進を図ります。

③ 厳しい経済状況を背景とした終身雇用制度の崩壊や、非正規雇用労働者数の増加が続く中、労働条件の改善や福利厚生の充実など、労働福祉の向上を図るための取組がますます必要となっています。

□ 全ての勤労者が安心して働き、豊かな生活を送ることができる環境をつくるため、職場環境や労働条件の改善を促進するとともに、中小企業勤労者の生活の安定を支援します。

指標とその目標

指 標	実績値	現状値	目標値（R7）
新設事業所の従業者数	—	43人 (H29～R2)	80人 (R4～R7)
創業支援セミナー受講者のうち創業した件数	—	6件 (H29～R2)	28件 (R4～R7)
たなべ未来創造塾受講者のうち第二創業した件数	—	33件 (H29～R2)	20件 (R4～R7)
新規開業資金利子補給制度利用件数	—	57件 (H29～R2)	52件 (R4～R7)
企業立地促進奨励金指定事業所の従業者数	—	11人 (H29～R2)	16人 (R4～R7)
企業立地促進奨励金指定事業所数	—	3事業所 (H29～R2)	4事業所 (R4～R7)
雇用対策や勤労者福祉が充実していると思う市民の割合	16.4% (H28)	21.3% (R2)	25.0%
雇用促進奨励金制度の利用者数	11人 (H27)	7人 (R2)	12人

単位施策(1) 観光

<No.14>

将来あるべき姿

世界遺産を核としながら、自然や歴史、文化、産業など豊かな地域資源を最大限に生かした観光施策が展開され、地域の豊かさを高める世界に開かれた質の高い観光地となっています。

まちの現状と課題・施策の展開

- ① 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に関する地域の連携を深め、エリア全体としての観光メニューを充実し、誘客の促進につなげていくことが必要となっています。また、新たな観光資源の掘り起こしや観光商品の開発等につながる取組強化が求められています。
- 田辺市熊野ツーリズムビューローによる着地型旅行事業の更なる推進など、多様化する旅行者のニーズに対応した質の高い観光地づくりに取り組むとともに、地域DMO^{※1}の取組を支援することで、地域の稼ぐ力を引き出し、地域への誇りと愛着を醸成する観光地経営の視点に立った世界に開かれた観光地づくりを推進します。
- (※1) 地域DMO・・・単独市町村の区域を観光地域として、観光地域づくりを行う組織
- 田辺市熊野ツーリズムビューローを中心とした市内の各観光協会間等の連携はもとより、他の自治体の有する世界遺産をはじめとした観光資源とのつながりも意識し、市内各地域の特性と果たすべき役割の強化を図りながら、観光事業者だけでなく、地域全体で市域内及び広域における連携の促進により、新たな経済効果を生み出し、地域経済の活性化を図ります。
 - 多様なニーズに対応するため、海・山・川・温泉などの豊かな自然資源やそうした環境の中で育まれた地元ならではの食といった豊富な地域資源を活かしたツーリズムを推奨していくため、関連団体だけでなく、民間事業者とも連携し、官民協働による地域全体での新たな観光資源の掘り起こしや、各種体験プログラムの充実を図ります。
 - 世界遺産熊野古道や温泉・食などの豊富な観光資源を組み合わせた観光メニューの充実を図るとともに、関係自治体と連携し、多様で魅力ある観光資源で構成された質の高い長期滞在型の広域観光プランの充実を図ります。
- ② 「熊野」や「紀伊半島」が国内外からの高い評価や注目を集め、今後も観光客の増加が予想される中、観光を取り巻く環境の変化や新しい旅のスタイルなどの多様化するニーズに応じた観光施設の機能の充実やおもてなし力の向上がより一層求められています。
- 田辺三偉人（武蔵坊弁慶、南方熊楠翁、植芝盛平翁）ゆかりの名所をはじめとする市街地の歴史的・文化的資源を生かし、街なか周遊及び滞在時間の延長を図ることで、にぎわいを創出します。
 - 来訪者が安心かつ安全に利用でき、また満足感が得られるような施設運営に努めるとともに、再び訪れたいと感じてもらえるよう、施設機能の充実等に取り組みます。
 - 案内標識や案内看板の整備、パンフレットや観光案内マップの充実等により、受入れ体制を強化し、来訪者の利便性や満足度の向上を図ります。
 - 来訪者の好感を得られるよう、観光関連事業者全体の更なるレベルアップを図るとともに、語り部・ガイドや市民も含め、市全体でのおもてなし意識の向上に努めます。

□ 消費税免税手続カウンターの運営により、外国人等の観光客に対するおもてなしの充実を図ります。

□ 鉄道、バス等の公共交通の円滑な乗り継ぎ等の充実や、高野・龍神・熊野地域へのアクセスバスの運行を支援することで、国内外からの来訪者の周遊における利便性を向上させます。

③ 本市の有する豊かな観光資源の魅力を効果的に発信する取組が求められています。

□ 世界遺産をはじめ、温泉や田辺扇ヶ浜海水浴場、特産品、食などの魅力について、効果的・継続的に情報発信を行います。

□ 外国語表記を含めたホームページの充実や多言語に対応した観光パンフレットの作成、様々な媒体を活用した観光情報の発信などにより、国内外に向けた情報発信力の強化を図ります。

□ 世界遺産に登録された、世界で2例しかない数百キロメートルにも及ぶ巡礼道を、共に有するスペイン国サンティアゴ・デ・コンポステーラ市との共同により持続可能な観光地を目指し、世界に向けて巡礼文化を発信します。

指標とその目標

指 標	実績値	現状値	目標値（R7）
質の高い観光の振興が図られていると思う市民の割合	26.0% (H28)	31.7% (R2)	35.0%
観光客入込客数	3,810千人 (H27)	2,437千人 (R2)	4,050千人
観光客宿泊客数	444千人 (H27)	255千人 (R2)	494千人
外国人宿泊客数	21,536人 (H27)	3,317人 (R2)	50,000人
田辺市熊野ツーリズムビューローのホームページアクセス件数	530,424件 (H27)	341,072件 (R2)	600,000件

施策6 山村、移住・定住

単位施策(1) 山村、移住・定住

<No.15>

将来あるべき姿

山村地域の多様な資源の活用と里山環境等の保全が図られています。また、集落の自立や維持、活性化の取組が進められるとともに、更なる移住・定住が促進されています。

まちの現状と課題・施策の展開

- ① 近年の都市部在住者におけるふるさと回帰や地方移住志向の高まりに対し、受入れ体制の充実を図り、市内各地域において、数多くの移住者を受け入れていますが、今後も、移住を推進する上で、仕事と住宅の確保が大きな課題であるとともに、定住率の向上を図るために、移住後のきめ細かな支援も含めた総合的な対応が必要となっています。
- 移住及び定住を支援する総合相談窓口（ワンストップパーソン）において、生活情報の提供や空き家のあっせんのほか、移住後の相談に対応するなど、移住者支援の充実を図ります。また、田辺市定住支援協議会による定住支援の強化に努めます。
 - 県外からの移住者の受入れを推進するため、県が取組を進めている移住・交流推進事業に参画し、都市圏での説明会やインターネットなどによる、田舎暮らしに関する総合的な情報発信に取り組みます。
 - 短期滞在施設等の活用のほか、空き家の改修支援や、就業・起業支援に取り組むなど、移住希望者に対する総合的な受入れ体制の充実を図ります。
 - 豊かな自然に恵まれ、伝統・文化・産業など、地域それぞれの暮らしの中で、農業や林業、宿泊施設等での就労など、複数の仕事を掛け持ちしながら生計を立てるといった、山村地域における暮らしを推進します。
 - ふるさと回帰の促進や移住を推進する施策と連携しながら、山村地域等において不足する労働力の確保に努めます。
- ② 人口減少や高齢化が進む中、山村地域における集落機能が低下し、集落の自立や維持が困難な状況が顕在化しており、コミュニティ活動を軸とした、実効的かつ総合的な支援の強化が求められています。
- 山村地域の活性化や活力の維持向上を図るため、地域の特性を生かした活動交流事業などを支援するとともに、生活機能の確保や地域資源を活用した活性化事業など、地域が主体となって行う取組を支援します。
 - 地域の活性化と定住・定着の促進を図るため、地域への貢献性、公益性が高い地域協力活動を行っている団体に対し、地域おこし協力隊員を派遣するとともに、任期終了後の定住支援を行います。
 - 人々が集い、交流する機会等を確保するため、各行政局区や小学校区において、廃校舎等の利活用による生活サービスや地域活動の拠点づくりを進めることで、産業基盤や生活環境基盤を整備・充実し、新しい集落地域の再生を目指します。
 - 飲料水供給施設等の整備を支援するなど、快適な生活環境づくりを進めるとともに、住家等を災害や鳥獣害から守り、里山における生活空間の保全を図ります。
 - 集落支援員による高齢者の見守り活動をはじめ、集落点検や道路、給水施設の維持などにより、山村集落の維持に努めます。

指標とその目標

指 標	実績値	現状値	目標値（R7）
山村地域の振興や活性化が図られていると思う市民の割合	12.7% (H28)	12.9% (R2)	20.0%
生活圏事業実施箇所数	4か所 (H27末)	5か所 (R2)	5か所
地域おこし協力隊受入れ者数	—	8人 (R2)	8人 (R4~R7)
集落支援員導入数	12人 (H27)	12人 (R2)	12人
市を通じた移住者数	37人 (H27)	74人 (R2)	65人

施策 1 防 災

単位施策(1) 防災体制

<No.16>

将来あるべき姿

市民一人ひとりの防災意識の高揚が図られ、災害時における判断力の育成が進められるとともに、地域における共助の意識が高まっています。また、本市の防災体制及び広域相互応援体制の充実が図られています。

まちの現状と課題・施策の展開

- ① 平成 23 年の紀伊半島大水害の経験や東日本大震災の発生を契機として、市民の防災意識は飛躍的に高まりましたが、経年とともに徐々に意識が低下する傾向にあり、様々な取組により意識高揚の機会を提供し、防災意識の持続を図るとともに、防災に対する関心が低い住民の意識の高揚をいかに図るかが課題となっています。
 - 防災訓練や学習会等への参加を呼び掛け、市民一人ひとりの防災意識の高揚を図り、地域の防災力の向上に努めます。
 - 「生き抜く力を育む防災教育」の推進により、小・中学校における防災教育環境を整備するとともに、その取組の家庭・地域への波及を図ります。
- ② 自主防災組織については、ほとんどの自治組織で結成されていますが、構成員の減少や高齢化が進んでいます。引き続き、自主防災組織の活性化を図る必要があるとともに、活動が困難な地域については、新たな仕組みを検討する必要があります。
 - 自主防災組織の活性化を図るため、各地域の実情に即した支援に努めます。
 - 避難行動要支援者について、定期的な名簿の更新により情報把握に努めるとともに、関係機関等への提供による迅速な避難の確保など、実効性のある支援に努めます。
 - 避難所について、行政のみで開設・運営することは困難であるため、行政・施設管理者・自主防災組織等がそれぞれの役割について理解を深め、被災時に円滑な避難所運営ができるよう取組を進めます。
- ③ 防災拠点となる新庁舎については、東山一丁目に市役所の位置を変更する条例改正を行い、既存商業施設の解体、新庁舎の建設に着手しています。
 - 新庁舎の整備は、令和5年度内の完成を目指し取組を進めます。
- ④ 多種多様な災害に備えるため、社会情勢の変化等に応じて実情に即した防災体制を確立するとともに、大規模災害に対する脆弱性を洗い出し、あらゆる分野における強靭化を図る必要があります。また、大規模災害発生後において必要な業務を早期に再開できる体制を整えるとともに、速やかな復興に向けて、検討を進めておく必要があります。
 - 防災体制の確立を図るため、必要に応じて地域防災計画の見直しを行うとともに、国土強靭化地域計画に基づき、あらゆる分野において強靭な地域づくりに取り組みます。また、業務継続計画及び受援計画に基づいて大規模災害時における行政機能の維持を図ります。

- 事前復興計画については、市民とともに計画策定を進め、将来にわたり定期的な見直しを図ります。また、発災後、初動対応から復旧・復興までスムーズな対応が可能となるよう取組を進めます。
- ⑤ 自然災害等による情報処理システムや電子データの損失、また情報遮断を回避するための保全対策が重要です。
- 災害等によるデータの損失や情報遮断を回避するため、新庁舎を中心として、情報処理システムや電子データのほか、防災面に配慮した強靭かつ効率的な情報通信環境を確保します。
- ⑥ 紀南地方の9市町村及び友好・姉妹都市などの県外9市町と災害時相互応援協定を締結していますが、南海トラフ地震など、被害が広域に及ぶ大規模災害の発生に備え、広域相互応援体制の更なる充実が必要です。
- 災害時相互応援協定締結自治体との連携強化を図るとともに、新たな協定の締結に努めます。
 - 全国の消防機関で組織された緊急消防援助隊に積極的に参加するとともに、南海トラフ地震などの発生を想定した受援体制の整備に取り組みます。
 - 和歌山県下消防相互応援協定等に基づく消防相互応援体制の強化に取り組みます。

指標とその目標

指 標	実績値	現状値	目標値（R7）
過去1年間に防災訓練に参加したことがある市民の割合	36.1% (H28)	39.0% (R2)	50.0%
災害発生時の避難施設や避難路を知っている市民の割合	75.0% (H28)	78.6% (R2)	80.0%
地震などの災害に対して、家庭内で十分な備えをしている市民の割合	30.7% (H28)	38.2% (R2)	50.0%
自主防災組織の結成率	94.9% (H27末)	96.71% (R2末)	100.0%
防災学習会の参加者数	1,692人 (H27)	307人 (R2)	1,500人

施策1 防災

単位施策(2) 災害対応力

<No.17>

将来あるべき姿

市民の生命や身体、財産を守るため、市民・関係団体・関係機関との連携により、あらゆる災害に対して強くしなやかな地域づくりが進められています。

まちの現状と課題・施策の展開

- ① 防災行政無線をはじめ、防災行政メールや防災行政テレfonガイド、緊急速報メールの利用等により、大規模災害時における安定的な情報伝達機能の確保を図っていますが、防災行政無線戸別受信機整備のほか、各種媒体の認知度の向上とともに、効果的な情報提供が重要となっています。
 - 既存の通信手段の整備・充実を進めるとともに、新たな情報媒体等の活用を検討するなど、情報伝達手段の多重化を図ります。また、気象情報等の正確な把握と活用により、迅速かつ的確な避難情報等の発令に努めます。
- ② 被災時の生活救援対策として、新たな防災用品の開発や要配慮者への対応など、多様化する防災用備蓄品の効果的な整備とともに、飲料水をはじめとする生活用水の確保対策が必要です。
 - 「田辺市災害備蓄品整備計画」に基づき、計画的な備蓄を進め、必要となる備蓄量や備蓄品目を確保するとともに、個人備蓄の啓発や新たな備蓄手法について検討を進めます。また、被災時は給水車を活用するなど、生活用水の確保に努めます。
 - 上水道施設による供給を基本としながら、「新水道ビジョン」に基づき、拠点給水や河川水、家庭用井戸水等による応急給水体制を整えます。
- ③ 「災害弔慰金の支給等に関する法律」等に基づき、災害による被災者への支援を行うとともに、災害救助法等の適用を受ける大規模な災害が生じた場合には、迅速かつ多様な被災者支援の実施に向け、国や県等との連携が必要となります。
 - 「災害弔慰金の支給等に関する法律」、「田辺市災害見舞金等支給規程」等に基づく災害弔慰金や災害障害見舞金、災害見舞金等の支給により、被災者の支援に取り組みます。
 - 災害救助法の適用を受ける大規模な災害が生じた場合、国や県との連携による迅速かつ多様な支援のほか、田辺市社会福祉協議会等と連携したボランティアによる復旧支援に取り組みます。
 - 一般的な避難所では生活に支障を来すことが想定される要配慮者のため、社会福祉施設等と連携し、受入れ可能な福祉避難所の確保に取り組みます。
- ④ 地震による直接的被害の防止や迅速な避難につなげるため、各家庭における地震対策を促進していく必要があります。
 - 直接的被害の防止や迅速な避難につなげるため、家具転倒防止対策の普及を図るとともに、被害の軽減や避難路確保のため、ブロック塀等の撤去及び改善に対する助成を行います。

- ⑤ 地震発生時における住宅家屋倒壊被害を最小限に食い止めるための対策として、住宅の耐震化を促進していく必要があります。
- 一般住宅での被害を軽減するため、補助制度により早期の耐震診断・設計・改修（建替えを含む。）を推進するとともに、耐震ベッド・耐震シェルターの設置促進を図ります。
- ⑥ 南海トラフ地震等の発生時における緊急輸送路等の確保が重要です。
- 南海トラフ地震等の発生時における緊急輸送道路の機能を確保するために必要な市道橋の耐震化を進めます。
- ⑦ 耐震化の対象となる市有建築物 264 棟のうち、令和 2 年度末現在で 246 棟が耐震基準を満たしており、耐震化率は 93.1 パーセントとなっています。
- 市有建築物について、災害時に果たすべき役割のほか、立地等による危険性などの状況や緊急性を見極め、順次、耐震化を図ります。
- ⑧ 市内 5 地区の津波避難困難地域解消のため、津波避難タワー 4 か所（芳養・会津川左岸・文里・江川）、津波避難路 1 か所（目良）を整備しましたが、津波から自分自身の身を守るためには、より高い場所への避難を徹底する必要があります。
- 津波ハザードマップや地区別津波避難マップを防災学習会等の教材として活用するなど、避難意識の啓発に努めるほか、自主防災組織による津波避難路の整備や維持管理に対する助成を行うとともに、新たな津波避難ビルの指定に努め、安全かつ迅速に避難するための環境整備を進めます。
- ⑨ 台風や局地的豪雨等による家屋等の浸水被害を未然に防ぐための対策が求められています。
- 河川及び農業用排水路等の樋門の点検や設備改修により、浸水被害の防護を図るとともに、操作員の安全対策に努めます。
 - 大雨による浸水被害を最小限に抑えるため、都市下水路や排水ポンプ場の適正管理、排水ポンプ車による効率的な水防活動に努めます。
- ⑩ 大雨や大地震時において、農業用ため池の越水や決壊が懸念されることから、改修等の適正な維持管理を行うとともに、下流住民等が迅速に避難行動できるよう啓発を徹底する必要があります。
- 防災重点農業用ため池の劣化状況調査や地震・豪雨耐性調査を行い、対策が必要となったため池の防災工事（廃止も含む）を推進するとともに、下流住民等の避難対策として、ため池ハザードマップを活用するなど、啓発に努めます。
- ⑪ 県内有数の主要河川を複数抱え、年間降水量も多いことから、国や県等と連携を図りながら、河川の洪水対策に取り組む必要があります。
- 洪水ハザードマップの周知徹底を図るとともに、堤防改修工事や河川整備事業等を推進します。
 - 熊野川流域地区の洪水被害を軽減するため、県と調整を図りながら、河床整備事業を推進します。

⑫ 土砂災害の危険箇所は、約 3,000 カ所あり、土砂災害防止対策を実施するほか、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の対象地区への周知徹底が必要です。

□ 土砂災害防止工事などの促進に努めるとともに、土砂災害ハザードマップ等により土砂災害警戒区域の周知徹底を図ります。

指標とその目標

指 標	実績値	現状値	目標値（R7）
災害時の避難対策や水道などのライフラインの確保が十分であると思う市民の割合	25.3% (H28)	32.0% (R2)	35.0%
防災行政メールの登録者数	4,383 件 (H27 末)	5,225 件 (R2末)	6,800 件
ブロック塀等耐震対策事業実施件数	18 件 (H27)	15 件 (R2)	20 件
市有建築物の耐震化率	88.1% (H27 末)	93.1% (R2)	95.0%
福祉避難所の指定箇所数	7か所 (H27 末)	15 か所 (R2末)	20 か所
自宅の建物について、耐震改修などの地震対策を実施している市民の割合	27.2% (H28)	35.2% (R2)	41.0%
一般住宅の耐震化率	59.1% (H27 末)	72.7% (R2末)	88.0%
家具転倒防止金具等取付事業実施件数	6 件 (H27)	5 件 (R2)	30 件

施策2 消防

単位施策(1) 火災予防

<No.18>

将来あるべき姿

市民一人ひとりの防火意識が高まり、火災予防が実践されています。

まちの現状と課題・施策の展開

- ① 少子高齢化や核家族化が進む中、高齢者など要配慮者の死者率が高くなる傾向にあることから、火災を未然に防ぎ、家族を含めた地域ぐるみで火災予防を実践していくため、あらゆる機会を活用し、市民の防火意識を高める必要があります。
 - 市民の防火意識を高めるため、全国火災予防運動や危険物安全週間などの機会を捉え、各種啓発行事を実施するほか、様々な媒体を活用した啓発活動を行います。
 - 家族や地域ぐるみでの防火体制を強化するため、住民自治組織や事業所における消火訓練や防火講習会等を積極的に進めます。
 - 幼年期に、正しい火の取扱いや火災予防の大切さを身に付けさせるため、幼年消防クラブの拡大と育成を図ります。
- ② 高齢化が進む中、住宅火災による高齢者の被害が増加傾向にあることから、関係行政機関や事業所等と連携を図り、住宅用火災警報器を未だ設置していない高齢者世帯へ重点的に働きかけ、設置を推進する必要があります。また、設置から10年以上経過した機器は、電池切れや本体の劣化が考えられることから、適正に作動するよう維持管理について普及啓発を行う必要があります。
 - 住宅火災における高齢者の逃げ遅れによる被害を低減させるため、高齢者世帯への防火診断や住宅用火災警報器の設置及び作動確認を促進します。また、関係行政機関や事業所等と連携を図り、啓発と支援体制を強化します。
 - 住宅用火災警報器の設置が義務化されてから10年が経過する中、未だ設置していない世帯への設置及び既に設置している世帯への維持管理について、普及啓発を推進します。
- ③ 防火対象物、危険物施設等における火災の発生を未然に防止し、また、防火・保安管理体制の強化や消防用設備等の設置、維持管理を推進し、火災による被害の軽減を図る必要があります。
 - 各事業所の関係者に対し、自ら果たすべき防火・防災等保安管理体制の充実を図るよう指導するとともに、火災、地震等による被害を軽減するための取組を推進します。
 - 火災の危険度の高い事業所に対する効果的な立入検査を実施し、法令違反に対しては、速やかに是正されるよう適切に対応することで、市民が安心して利用できる事業所の拡大に取り組みます。

指標とその目標

指 標	実績値	現状値	目標値（R7）
火災発生件数	36 件 (H27)	32 件 (R2)	33 件以下
住宅用火災警報器の設置割合	74.0% (H27.6)	79.4% (R2)	82.6%
一般住宅防火診断の実施件数	1,211 件 (H27)	24 件 (R2)	1,100 件
防火講習会等への参加人数	13,610 人 (H27)	6,654 人 (R2)	14,500 人
事業所等立入検査の実施件数	821 件 (H27)	512 件 (R2)	571 件
幼年消防クラブの結成数	21 団体 (H27 末)	29 団体 (R2 末)	32 団体

施策2 消防

単位施策(2) 消防力

<No.19>

将来あるべき姿

消防庁舎の機能強化を中心とした消防力の充実や消防団機能の強化が図られています。

まちの現状と課題・施策の展開

- ① 常備消防体制については、新消防庁舎や消防救急デジタル無線網を整備し、広範な地域を1本部1消防署6分署（上富田分署を含む。）で、住民の安全確保に努めています。大規模化・多様化する災害に、迅速かつ的確に対応するため、消防力の更なる充実が必要です。
- 白浜町消防本部との通信指令業務の共同運用により、指令業務の高度化を図るとともに、連携協力体制を強化します。
 - 消防力の充実を図るため、消防車両や消防用資機材の整備を推進するとともに、火災発生時に必要な水利を確保するため、消火栓や防火水槽の設置を進めます。
- ② 大規模災害時において、動員力や即時対応力、地域密着性といった特性を持つ消防団の役割は極めて重要ですが、地域によっては団員の高齢化をはじめ、過疎化の進行に伴う団員数の減少など大きな課題を抱えていることから、今後も幅広い防災活動への対応力強化のため、団員の確保や教育訓練の充実を図るとともに、消防団車庫・消防装備等の計画的な整備が必要です。
- 消防団員を確保し、動員力を維持するため、若者にとって魅力ある消防団づくりを進めるとともに、若い世代への啓発活動を継続し、また、消防団員雇用事業所優遇制度を継続します。
 - 消防団の防災活動を強化するため、安全装備品の充実・強化を図り、さらに県消防学校教育課程への派遣、消防団訓練強化制度の継続など、高度な技術を習得するための機会の充実を図るとともに、常備消防との連携をより一層強化し、消防力の充実強化を図ります。
 - 地域防災力の充実強化のため、消防団拠点施設の耐震化や大雨等による浸水区域からの移転整備を進めるとともに、消防車両や消防用資機材の整備を推進します。

指標とその目標

指標	実績値	現状値	目標値（R7）
消防団員数	1,015人 (H27末)	974人 (R2末)	1,050人

施策3 交通安全

単位施策(1) 交通安全

<No.20>

将来あるべき姿

市民の交通安全意識の高揚が図られているとともに、交通安全施設の整備・充実により、交通の安全が確保されています。

まちの現状と課題・施策の展開

① 本市における交通事故の発生件数及び死傷者数は、年々減少傾向にあり、また人口千人当たりの死傷者数についても、全国及び県の平均を下回っています。しかしながら、近年においては、高齢化の進行により高齢者が関係する交通事故の件数は増加しており、その抑制は大きな課題となっています。また、横断歩道における歩行者等の優先の徹底や飲酒運転の根絶、自転車の安全利用の推進など交通ルールの遵守及び交通マナーの向上を図ることはもとより、交通弱者といわれる子供や高齢者、障害のある方などに配慮する取組が必要とされています。

- 園児・児童・生徒を対象とした交通安全教室の開催や、交通指導員を中心とした通園・通学路における保護誘導や安全指導等を通して、子供たちの交通安全意識の高揚を図ります。
- 高齢者が関わる交通事故が増加している現状を踏まえ、田辺警察署の協力の下、交通安全講座等を開催するほか、シニア世代を対象に「いきいき田辺交通安全学校」を開校し、高齢者の交通事故防止及び交通安全意識の高揚を図ります。
- 夜間の交通安全の確保のため、無灯火自転車に対する指導及び夜間歩行者への反射材用品着用の普及促進に努めます。
- 人優先の交通安全思想の下、子供、高齢者、障害のある人等の交通弱者に対する配慮や思いやりの意識向上を図るため、交通事故をなくする田辺市民運動推進協議会を中心に、関係機関・団体と連携し、市民の交通安全意識や交通マナーの向上に取り組みます。
- 自治組織等と連携しながら、交通指導員の確保に努めます。
- 歩行者等の安全を確保するため、歩道の新設をはじめ、点字ブロックの敷設や段差の解消、ガードレール、カーブミラー等の交通安全対策施設の整備を進めます。

指標とその目標

指 標	実績値	現状値	目標値（R7）
交通ルールや交通マナーが十分守られていると思う市民の割合	39.7% (H28)	38.9% (R2)	45.0%
交通事故死傷者数	336 人 (H27)	188 人 (R2)	150 人以下
交通安全教室を開催した小・中学校数	32 校 (H27)	29 校 (R2)	39 校

施策 1 結婚・出産・子育て

単位施策(1) 結婚・出産・子育て <No.21>

将来あるべき姿

それぞれの希望に応じて、結婚し、子供を産み育てることのできる支援が充実しているとともに、社会全体で子供を育てる環境づくりが進められています。

まちの現状と課題・施策の展開

- ① 結婚や出産に対する様々な価値観を認めつつ、長期的な視点に立った少子化対策として、結婚・出産・子育ての機運の醸成を図る必要があります。
 - 関係機関等と連携し、結婚に対する機運の醸成を図るとともに、世代や地域のニーズを考慮した男女の出会いの場の提供などを通じ、結婚を支援します。
- ② 子供を産みたいと希望する夫婦の経済的、精神的な不安を取り除き、不妊治療を受けやすい環境を整備することが必要です。
 - 不妊治療に関する情報提供や不妊治療費の助成など、子供を産み育てたいと希望する夫婦への支援に努めます。
- ③ 全国的に少子化や核家族化、人間関係の希薄化が進む中、子育てに不安を抱え、孤立を感じる保護者が増加しており、母子に関する相談や指導などの支援体制を充実するため、母子健康包括支援センターを設置しましたが、家庭や地域における養育力が低下しており、行政や家庭だけでなく、社会全体で子供を育てる環境づくりが強く求められています。
 - 「第2期田辺市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援事業を積極的に推進します。
 - 母子健康包括支援センターを核として、妊娠・出産・育児に関する精神的、肉体的な負担を軽減し、母親が妊娠を喜び、子育てに自信が持てるよう、支援の強化や環境づくりを推進します。
 - 家庭における児童の養育支援のため、家庭相談員や民生委員・児童委員等との連携による相談・指導を行います。
 - 安心して子育てができる環境を整えるため、各事業間や関連機関との連携体制を強化し、妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実に取り組みます。
 - 母子保健推進員など、地域の支援団体との連携を進め、子育てを支える地域づくりに努めるとともに、親子それぞれが発信するサインを受け止め、丁寧に向き合い、子育てに寄り添う支援の充実を図ります。
- ④ 子育て世帯の経済的、肉体的、精神的な負担を軽減し、安心して子供を育てる能够の支援体制の構築が必要です。
 - 子育て世帯の経済的負担を軽減するため、児童手当を支給します。
 - 子供の疾病の早期発見・早期治療や健康の保持・増進を図るとともに、子育て世代の経済的負担を軽減するため、子ども医療費助成制度により保険診療に係る自己負担分を助成します。

- 地域の子育て需要に対応した子育て支援サービスの、より一層の充実に努めるとともに、情報提供の充実を図ります。
 - 田辺市地域子育て支援センター及び田辺市ファミリーサポートセンターの機能充実により、育児支援の充実を図ります。
 - 3子以上の多子世帯の経済的負担を軽減するため、育児支援助成事業を実施するとともに、保育所及び幼稚園の保育料の無料化を実施します。
- ⑤ ひとり親家庭等については、経済的、社会的に弱い立場に置かれることが多いことから、これらの家庭が自立した生活ができるよう支援に努める必要があります。
- 母子・父子・寡婦福祉資金による各種融資や、ひとり親家庭における母親・父親の就業支援事業を実施し、自立を支援します。
 - ひとり親家庭等の経済的負担の軽減と自立を支援するため、児童扶養手当を支給するとともに、育児支援助成事業を実施します。
 - ひとり親家庭の親子と、それに準ずる方の健康の保持及び増進を図るため、ひとり親家庭等医療費助成制度により、保険診療に係る自己負担分を助成します。
- ⑥ 児童の福祉に関する問題では、家庭児童相談室において相談や指導を実施するとともに、田辺市児童問題対策地域協議会において、児童や家庭に対する支援に取り組んでいますが、引き続き支援体制の充実を図る必要があります。
- 田辺市児童問題対策地域協議会を中心とした関係機関の連携強化による要保護児童対策の充実を図るとともに、児童虐待を未然に防ぐため、各種啓発事業を実施します。
 - ドメスティックバイオレンス^{※1} 等により、保護が必要な母子を母子生活支援施設に措置し、子供の安心・安全な居所の確保と生活支援等による自立促進を図ります。
- (※1) ドメスティックバイオレンス・・・同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力のこと。
近年では、婚姻の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指す場合もある。

指標とその目標

指 標	実績値	現状値	目標値（R7）
子育てに関する相談や医療給付などの支援制度が充実していると思う市民の割合	32.9% (H28)	40.2% (R2)	44.0%
ファミリーサポートセンター利用者数	801人 (H27)	894人 (R2)	1,100人
妊娠・出産・育児期における健康診査など、子供が健やかに育つ支援制度が充実していると思う市民の割合	36.8% (H28)	39.7% (R2)	42.0%
妊娠、出産支援の満足度	82.3% (H27)	85.3% (R2)	86.0%
不妊治療の助成件数	46件 (H27)	42件 (R2)	50件
妊婦健康診査受診率	97.0% (H27)	89.7% (R2)	93.0%
4か月児健診受診率	97.8% (H27)	92.3% (R2)	100.0%
1歳6か月児健診受診率	100.0% (H27)	99.8% (R2)	100.0%
3歳児健診受診率	98.9% (H27)	95.0% (R2)	100.0%
婚姻件数	333件 (H26)	303件 (R1)	400件
結婚支援事業への参加者数	—	0人 (R2)	40件

施策 1 結婚・出産・子育て

単位施策(2) 保育サービス、両立支援 <No.22>

将来あるべき姿

多様化する保育需要への対応が図られるとともに、子育てと社会参加の両立を支援する体制が整っています。

まちの現状と課題・施策の展開

- ① 保育所等では、保護者の就労形態の多様化などから、幅広い保育サービスの充実が求められています。特に、緊急時の保育や女性の社会参加の促進に対応した支援が求められる中で、更なる保育サービスの充実が課題となっています。
- 保護者の就労形態の多様化等による保育需要に対応するため、民間保育所等の経営の安定化を図るとともに、乳児保育をはじめ、延長保育、障害児保育、病児・病後児保育など多様なサービスの充実に努めます。
 - 多様な保育需要に対応するため、私立幼稚園等における一時預かり事業の充実に努めるとともに、市立幼稚園における預かり保育を実施します。
 - 地域の人口動態や就学前児童数の状況、入所児童の充足率を踏まえた将来予測に基づき、計画的な保育所等の施設整備に取り組みます。
- ② 子育て世帯の核家族化や女性の就業率の向上に伴う共働き世帯の増加、就労形態の多様化などから、児童の保育需要が増加・多様化し、子育てと社会参加の両立支援の必要性が高まっています。こうした中、龍神・中辺路・本宮地域において、「山村地域における子供の居場所づくり事業」を開始するとともに、学童保育所を実施していない小学校を対象に、最寄りの学童保育所へタクシーによる送迎を開始しました。引き続き、学童保育所などの子供の居場所づくりに取り組む必要があります。
- 学童保育所を充実し、児童の放課後等における安全な居場所づくりに努めるとともに、保護者の就労形態の多様化等への対応を図ります。また、学童保育所を実施していない小学校において、最寄りの学童保育所へタクシーによる送迎を引き続き実施します。
 - 放課後や週末、夏休み等の長期休業中における子供の居場所を設け、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流等を通じて、子供が地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。

指標とその目標

指 標	実績値	現状値	目標値（R7）
乳児保育や延長保育など、保育サービスが充実していると思う市民の割合	30.5% (H28)	35.4% (R2)	40.3%
時間外保育利用者数	431 人 (H27)	479 人 (R2)	540 人
病児・病後児保育利用者数	526 人 (H27)	455 人 (R2)	1,200 人
子供の居場所設置箇所数	14 か所 (H27 末)	19 か所 (R2 末)	19 か所

施策2 学校教育

単位施策(1) 学校教育

<No.23>

将来あるべき姿

「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体とたくましい体力」のバランスのとれた園児・児童・生徒が育成されています。また、学校施設の整備等により、学習環境が充実しています。

まちの現状と課題・施策の展開

- ① 「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体とたくましい体力」のバランスのとれた園児・児童・生徒の育成を目指して、「学校教育指導の方針と留意点」を制定し、その方針に沿った園・学校経営を行っています。
 - 「学校教育指導の方針と留意点」に基づき、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体とたくましい体力」のバランスのとれた園児・児童・生徒の育成を目指します。
- ② 学校教育の柱は、子供たちに「確かな学力」を身に付けさせることであり、どの子も分かる、伸びる授業を目指した取組を進めるほか、得られた知識や技能を活用する力の向上が大切です。
 - 基礎的、基本的な学習内容を身に付けさせるとともに、学習への関心・意欲・態度を育み、生涯学習につながる教育を進めます。
 - これまでの教育実践の蓄積と、GIGAスクール構想で整備した教育ICT環境を最大限に活用し、「分かる授業」の充実を目指します。
 - ICT支援員を活用し、教員のICT活用研修の実施、また、事務作業負担の軽減に向けた取組を行うことで、「確かな学力」を身に着けるための教員側の体制づくりを強化します。
 - 教育活動の深化・充実を図るため、市指定教育研究事業を実施します。
- ③ 自分たちの住む地域の魅力等を学び知ることで、ふるさとへの愛着と誇りを持った子供たちを育むことが重要です。
 - 地域での奉仕活動や副読本「わたしたちの田辺」、「郷土の偉人南方熊楠」、「郷土の偉人植芝盛平」等をはじめとする資料から、郷土を学び、ふるさとの自然や歴史に親しむ心を育てます。
 - 「田辺市地域語り部ジュニア」活動を通じて、地域の魅力等の学習を進めます。また、令和5年度に世界遺産学習全国サミットを田辺市で開催し、全国の学校との交流を通じて学習内容の深化を図ります。
- ④ 児童・生徒の読書活動の推進や学習支援等のため、市内の小中学校を学校司書が巡回しています。
 - 学校司書を中心として、児童・生徒の読書環境づくりや、調べ学習における図書選定の助言などを行い、よりよい読書環境づくりに努めます。
- ⑤ 不登校を未然に防ぐため、個々の児童・生徒に応じた指導が必要であるとともに、いじめを生み出さない教育活動により、子供が安心して学べる学校づくりが大切です。

- 不登校やいじめ問題については、それぞれの対策委員会の助言を求めながら、適切な対策を講じるとともに、スクールカウンセラー※1 やスクールソーシャルワーカー※2 も含め、学校全体での対応を進めます。

(※1) スクールカウンセラー・・・学校において、児童・生徒等に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童・生徒の心のケア等を行う心理専門の職員

(※2) スクールソーシャルワーカー・・・児童・生徒を取り巻く家庭環境等における諸問題に対処する福祉の専門家
- 一人ひとりが安心して楽しく生活できるよう、教育相談機能の充実を図るとともに、田辺市適応指導教室の充実を図ります。
- ⑥ 保護者や地域等の学校に対する関心を高め、支援や協力を得るとともに、地域の方々からの意見を教育活動に生かすなどの成果を得ています。
- 参観日や学校開放月間等を設定し、子供の学習活動の様子を、保護者や地域住民に公開します。また、保護者からの評価や学社融合推進協議会での協議を受け、その結果を教育活動に生かします。
- ⑦ 学校施設の耐震化は概ね完了したものの、改築や施設修繕、また、トイレの洋式化等の環境改善について、引き続き計画的に取り組む必要があります。
 - 計画的に校舎等の改修や修繕を実施し、施設の長寿命化を図ります。
 - トイレの洋式化や学校施設等の木質化など教育環境の向上を図ります。
- ⑧ 学校統合について、小規模校における教育環境の改善・充実を図るため、慎重に検討を進めています。
 - 保護者や地域の意向を十分把握しながら、慎重に検討し、適切な対応を図ります。
- ⑨ 児童・生徒の遠距離通学対策として、スクールバスの運行等を行っています。
 - 龍神・中辺路・大塔・本宮地域において、児童・生徒の登下校のためのスクールバスを運行するとともに、スクールバスを運行していない地域の遠距離通学者に対しては、タクシーチケットや通学費助成を行います。
- ⑩ 教育の機会均等を確保するため、就学環境の充実が必要です。
 - 経済的な理由で就学が困難な高校生や短大生、大学生等に対して奨学金や入学準備金（高校生を除く。）を貸与し、教育の機会均等の確保に努めるとともに、保護者負担の軽減と教育の振興を図るため、高等学校就学のための通学及び下宿（入寮）に要する経費の一部を助成します。
- ⑪ 障害児・者を取り巻く環境や医療の発達、法制度の整備等によって、これまでに捉えきれなかったニーズが増えており、当事者及びその家族に対する支援体制の更なる充実が必要となっています。
 - 特別支援教育の対象となる児童・生徒に対して、個別の指導計画を作成し、一人ひとりのニーズに応じた教育指導方法の工夫・改善に努めます。
 - 学習活動において介助等を必要とする児童・生徒を支援するため、特別支援教育支援員を配置します。
 - 特別支援学級に在籍する児童・生徒及び特別支援学校、盲・ろう学校に在籍する子供を持つ保護者を対象に、就学に必要な経費の一部を支給します。

指標とその目標

指 標	実績値	現状値	目標値（R7）
小中学校の施設や教育内容が充実していると思う市民の割合	50.5% (H28)	49.7% (R2)	55.0%
不登校児童の割合	0.75% (H27)	0.87% (R2)	0.42%
不登校生徒の割合	2.85% (H27)	1.84% (R2)	1.4%
学校開放月間における小中学校への来校者数	13,092 人 (H27)	4,829 人 (R2)	13,000 人
高校通学費等助成者数	87 人 (H27)	78 人 (R2)	100 人

施策2 学校教育

単位施策(2) 給食・健康

<No.24>

将来あるべき姿

衛生的で安全な学校給食が実施されています。また、児童・生徒の健康に対する自己管理能力が向上し、望ましい食習慣が定着するとともに、家庭と連携した食育が推進されています。

まちの現状と課題・施策の展開

- ① 平成21年の「学校給食法」の改正により、学校給食衛生管理基準の法的な位置付けが明確となり、衛生管理の徹底が求められています。
 - 学校給食衛生管理基準を踏まえ、学校給食調理場の適正な衛生管理及び整備・充実に努めます。
- ② 成長期にある子供の健康づくりや食物アレルギーに対する配慮が必要です。また、食育推進の有効な手段としての学校給食の充実が求められているとともに、学校給食における地産地消について、地域の生産者と連携した取組が必要です。
 - 栄養バランスのとれた学校給食を提供できるよう、献立内容のより一層の充実に努めるとともに、事前に使用食材を周知するなど、食物アレルギーを持つ園児・児童・生徒に配慮します。
 - 学校給食を食育の生きた教材として活用できるよう、関連教科と連携した食の指導の取組を進めます。
 - 食材を通して、地域の自然・文化・産業等への理解を深めるとともに、生産に携わる人の努力や食への感謝の念を育むため、地域の生産者と連携しながら、地場産物のより一層の使用に取り組みます。
- ③ 子供たちの健康の保持と増進について、健康診断等の実施及び診断結果に基づく適切な管理を行うとともに、教室の設備等の改善を実施しています。
 - 園児・児童・生徒の健康管理については、学校医による健康診断を実施し、診断結果に基づき必要な対応を行うとともに、学校薬剤師による教室等の照度検査や飲料水等の検査を実施し、必要に応じた設備等の改善を行います。

指標とその目標

指 標	実績値	現状値	目標値（R7）
学校給食における地場産物の使用割合（金額ベース）	— (H27)	25.9% (R2)	30.0%

施策3 健全育成

単位施策(1) 青少年の健全育成

<No.25>

将来あるべき姿

学校・家庭・地域の教育力を結集した青少年の健全育成が推進されています。

まちの現状と課題・施策の展開

- ① 青少年の健全育成活動の原動力となる地域の各種団体において、活動主体の減少や担い手不足が顕在化しています。
- 行政・地域・住民が、それぞれの果たす役割を考え、互いの役割を理解できるよう、情報交換や意見交換等の機会を創出・提供するなど、青少年の健全育成活動を支える「人づくり」に努めます。
- ② 学校・家庭・地域が連携して青少年の健全育成をより一層推進していく必要があります。
- 青少年健全育成市民大会をはじめ、夏の子供を守る運動や講演会等の実施のほか、安心・安全メールの配信や、学校・PTA・公民館・自治組織等の連携による子供たちの登下校の安全確保など、地域ぐるみで子供を見守り・育てる環境整備を進めます。
- ③ 地域の拠点として、児童館の持つ健全育成機能を生かした取組を進めることが大切です。
- 学校・家庭・地域と連携を図り、地域における子供の安全確保と健全育成の場としての居場所づくりに努めるとともに、各種活動や遊びを通じて、健康の増進と豊かな情操を育みます。
- ④ 児童数の減少や校外活動の多様化などにより、子どもクラブ活動に参加する子供が減少し、団体数も年々減少傾向にあります。
- スポーツ大会・イベント等の開催や、子ども会活動の支援等により、青少年の健全育成活動を推進します。
- ⑤ 近年、スマートフォンやインターネットへの接続可能なゲーム機等を利用する子供の低年齢化が進んでおり、トラブルや犯罪に巻き込まれるなど、補導件数の増減よりも、補導内容の多様化・複雑化が課題となっています。
- 田辺青少年センターを中心に、学校・地域・関係機関との連携や、子供を取り巻く社会情勢の変化等に対応した各種活動の実施により、青少年の非行防止に努めます。

指標とその目標

指 標	実績値	現状値	目標値（R7）
子供たちと地域の人たちとのつながりが深まっていると思う市民の割合	48.0% (H28)	42.0% (R2)	53.0%
田辺市青少年育成市民会議が主催する事業の参加者数	180人 (H27)	32人 (R2)	250人
田辺市不審者情報連絡システム（安心・安全メール）の登録者数	1,186 件 (H27末)	1,241 件 (R2末)	1,300 件
児童館の利用者数	24,738 人 (H27)	13,565 人 (R2)	28,000 人

施策 1 健 康

単位施策(1) 健康増進

<No.26>

将来あるべき姿

「自分の健康は自分でつくり守る」という意識の高揚が図られているとともに、地域保健サービスの充実により、誰もが健康で心豊かな生活を送ることができます。

まちの現状と課題・施策の展開

- ① 人生を健康で心豊かに過ごすことは誰もの願いであり、健康寿命の延伸が望まれています。
 - 「田辺市健康づくり計画」に基づき、健康づくりを推進する市民団体や関係機関との協働により、市民の主体的な健康づくりを推進します。
- ② 市民が自発的に健康づくりに取り組むことができるよう、意識の高揚を図るとともに、正しい知識の普及・啓発が必要です。
 - 市民が自発的に生活習慣病の予防及び改善に取り組むことができるよう、「自分の健康は自分でつくり守る」という意識の高揚を図るとともに、あらゆる機会を通して健康に関する正しい知識の普及・啓発を図ります。
- ③ 生活習慣病や各種がんの予防・早期発見・早期治療のためには、受診率の向上とともに、検診方法等の点検、評価等による精度管理が必要です。また、検診結果を踏まえ、生活習慣改善と健康寿命延伸のため、高齢者まで一貫した保健指導の拡充が必要です。
 - 一人ひとりの受診行動を促すための広報、啓発など、特定健診及び各種がん検診の受診率向上に努めるとともに、検診方法等の点検を行い、評価に努めます。また、特定健診対象者から後期高齢者まで、生活習慣病の重症化予防等、切れ目のない指導に取り組みます。
- ④ 市民を感染症から守るため、正しい知識の普及や予防接種率の向上、安全で有効な予防接種の実施が必要です。
 - 感染症予防の知識の普及に努め、予防接種率の向上と、関係機関との連携強化による感染予防体制の充実を図ります。
- ⑤ 社会情勢や生活環境の変化、複雑化に伴い、心に問題を抱える人が増加しており、鬱病やひきこもり、自殺は、大きな社会問題となっています。
 - ひきこもり状態にある方の自立や就労に向け、保健・福祉・医療・教育等の関係機関や団体が相互に連携し、本人やその家族への支援体制の充実を図るとともに、ひきこもりへの理解や啓発活動を推進します。
 - 「田辺市自殺対策計画」に基づき、地域・市組織内におけるネットワークを強化するとともに、自殺対策のための啓発、相談体制の充実及び人材育成に努めます。

指標とその目標

指 標	実績値	現状値	目標値（R7）
健康診査や各種がん検診を進んで受診したいと思う市民の割合	70.8% (H28)	73.4% (R 2)	75.0%
胃がん検診受診率	7.3% (H27)	8.6% (R 2)	10.0%
大腸がん検診受診率	10.9% (H27)	7.5% (R 2)	12.0%
肺がん検診受診率	9.2% (H27)	5.8% (R 2)	10.0%
子宮がん検診受診率	21.8% (H27)	19.3% (R 2)	23.0%
乳がん検診受診率	19.0% (H27)	12.8% (R 2)	21.0%
内臓脂肪症候群該当率	24.2% (H27)	29.3% (R 2)	28.1%
自殺者数（人口 10 万人で換算した場合）	16.3 人 (H26)	18.9 人 (R 1)	21.3 人

施策2 医療・救急

単位施策(1) 医療・救急

<No.27>

将来あるべき姿

医療機関の機能分化と連携強化により、医療の高度化、専門化に対応できる医療環境が整っているとともに、救急医療環境が充実しています。

まちの現状と課題・施策の展開

- ① 本市には、令和2年3月末現在において、病院5か所、一般診療所85か所、歯科診療所が41か所あり、そのうち公的機関である紀南病院、独立行政法人国立病院機構南和歌山医療センターは、多くの診療科目を有し、特殊な設備や機器の設置も含め、医療の高度化や専門化が図られているとともに、地域がん診療連携拠点病院に指定されており、紀南地方の先進医療や救急、急性期の入院医療を担う地域中核病院として、機能分化を図りながら地域医療機関との連携を密にするなど、医療環境の充実を進めています。
 - 医療の高度化、専門化に対応するため、関係医療機関の連携強化を図ります。
 - 地域の診療所の充実に努めるとともに、中核病院等との連携により、山村地域等において、適切な医療を受ける機会の均等化を図ります。
- ② 人口減少だけでなく人口構造が変遷していく中、患者の病状に応じた質の高い医療提供体制を構築するため、令和7年に向けて、将来の医療需要に対応した再編を進める必要があり、平成28年5月に、県は、「地域医療構想」を策定し、地域にふさわしいバランスのとれた医療体制の実現を進めることとしています。
 - 県・医療機関・市町等で構成する地域医療構想調整会議において、田辺圏域の実情を踏まえた病床機能の分化・連携を推進し、効率的で質の高い医療提供体制の構築を図ります。
- ③ 病院群輪番制の運用や田辺広域休日急患診療所における一次救急及び小児の土曜日準夜帯診療のほか、南和歌山医療センターにおける「三次救急医療センター」や紀南病院における「地域周産期母子医療センター」の設置など、救急医療体制の整備が図られつつあります。
 - 救急医療体制の充実が図られる中で、引き続き、病院群輪番制や田辺広域休日急患診療所の充実に努めます。
- ④ 救命率の向上を図るため、適正かつ効果的な救急搬送システムを構築するとともに、限られた救急医療に対する利用者意識の醸成を図る必要があります。
 - 救急車の適正利用の意識を醸成するため、家庭自己診断や救急電話相談サービスの普及啓発を継続するとともに、利用者や救急隊の緊急救度・重症度の判断能力の向上を図ることで、適正かつ効果的な救急搬送システムの構築を進めます。
- ⑤ 救急救命士の養成や医療機関との連携強化など、救命処置の高度化を図る必要があります。
 - 救急救命士による救命処置の質の向上を図るために医療機関との連携によるメディカルコントロール^{※1}体制の充実・強化に取り組みます。

(※1) メディカルコントロール・・・救急患者を現場から医療機関へ搬送する間に、救急救命士を含む救急隊員が医療行為を行う場合において、医師が必要な処置を指示・指導し、それらの医療行為の質を保障すること。

- 高規格救急自動車や救急用資機材の整備・充実に取り組みます。
- ⑥ 応急手当の普及・啓発の推進はもとより、家庭内事故等が増加している一人暮らし高齢者に対する予防救急の取組が求められています。
 - 心肺蘇生法等の応急手当の普及・啓発を継続するとともに、高齢者に対する予防救急の取組を進めます。
- ⑦ 在住外国人をはじめ、外国人観光客が増加する中、緊急通報や救急現場での多言語対応の必要性が増しています。
 - 外国人旅行者等への緊急通報時対応として、県の多言語通話サービスを指令システムに取り入れます。また、田辺市のホームページに多言語通話サービスや緊急時の対応について、複数の言語で案内します。

指標とその目標

指 標	実績値	現状値	目標値（R 7）
休日や夜間を含めて、医療を受けやすい環境が整っていると思う市民の割合	50.2% (H28)	53.6% (R 2)	60.0%
心肺停止救急事案における市民の応急手当実施率	58.0% (H27 末)	75.0% (R 2末)	85.0%

施策3 福祉

単位施策(1) 地域福祉

<No.28>

将来あるべき姿

保健福祉サービスや拠点施設の充実が図られているとともに、地域福祉活動が推進され、市民一人ひとりが住み慣れた地域で、共に助け合いながら、安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりが進められています。

まちの現状と課題・施策の展開

- ① 少子高齢化・核家族化が進み、一人暮らしの高齢者が増加するなど、世帯構造が変容するとともに、地域社会における住民同士のつながりが薄れ、共に助け合う機能が低下し、地域生活における様々な課題、さらには社会的な孤立が大きな問題となっています。こうした中、それぞれの地域において、そこに住む人々が安心して暮らせるよう、住民や社会福祉関係者、行政が互いに協力しながら推進する「田辺市地域福祉計画」の取組など、地域の福祉課題の解決に取り組む地域福祉の重要性は、ますます高まっています。
 - 小地域（自治組織～小学校区）を基盤とした地域福祉活動「たなべあんしんネットワーク活動」の推進を図ります。
 - 若年層をはじめ、シニア世代や子育て世代などが、地域活動に参加しやすい環境づくりを進めるとともに、福祉意識の啓発に努めます。
 - 田辺市社会福祉協議会や田辺市民生児童委員協議会等への支援とともに、保健福祉の増進に向けて民間団体が行う先導的事業に対する支援により、地域福祉の推進を図ります。
- ② 田辺市民総合センターは、保健福祉の総合相談窓口であり、福祉・健康・医療等の各種保健福祉サービスを総合的に提供するなど、保健福祉拠点としての機能を発揮しています。また、各行政局管内では、龍神高齢者福祉センター、中辺路福祉センター、大塔ふくしかいかん、本宮保健福祉総合センターが地域福祉活動の中核施設としての役割を担っています。
 - 田辺市民総合センターをはじめ、行政局管内における各福祉センターの機能を充実するとともに、国の動向も見極めながら、社会福祉協議会等との連携により相談、支援機能の充実を図ります。
- ③ 隣保館については、福祉の向上や人権啓発、住民交流の拠点施設として、その活動を周辺地域へも広げ、各種相談事業や同和問題をはじめとする人権課題解決のための地域交流事業、人権啓発・広報活動事業、地域福祉事業等を展開しています。
 - 隣保館では、児童館との連携により、相談事業や教育・文化・福祉に関する各種事業を実施するなど、市民の自主活動の促進と地域福祉や人権に関する課題解決に向けた取組を展開します。
- ④ 共生社会の実現に向け、物理的、心理的等あらゆる面でのバリアフリー化に取り組んでいます。
 - 公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、市民一人ひとりが互いに尊重し、譲り合い、助け合う共生社会の実現に向け、心のバリアフリーを推進します。

指標とその目標

指 標	実績値	現状値	目標値（R7）
各地域における高齢者が集ういきいきサロンの開設数	36 か所 (H27 末)	36 か所 (R2 末)	41 か所
地域ボランティアを育成する講座等の年間参加人数	864 人 (H27)	460 人 (R2)	1,350 人
公共施設や道路などのバリアフリーが十分であると思う市民の割合	28.0% (H28)	28.5% (R2)	33.0%

単位施策(2) 障害者福祉

<No.29>

将来あるべき姿

誰もが障害の有無にかかわらず、互いの人格と個性が尊重され、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる共生社会の実現を目指して、障害者の福祉の増進が図られています。

まちの現状と課題・施策の展開

- ① 障害を理由とした差別の禁止、虐待防止のための取組・啓発の促進、障害及び障害のある人に対する理解促進、スポーツ大会等への参加を通じた障害者の社会参加機会の拡大などが課題となっています。
 - 障害特性や障害者等への接し方など、障害や障害者に対する理解促進を図り、障害を理由とした不当な差別的取扱いの解消や、社会的障壁を取り除くための合理的配慮がなされるよう、啓発・普及に取り組みます。
 - 障害者の社会参加を促進するため、外出困難な障害者の移動支援、聴覚障害者等のコミュニケーション支援として、令和2年4月1日より施行した「田辺市手話言語条例」に規定している施策を推進するほか、視覚障害者への情報収集支援等の充実を図ります。
 - スポーツや文化、レクリエーション活動への参加機会の拡大を図るとともに、それを支えるボランティアの育成と活動支援を行います。
- ② 相談支援業務を広域的に実施するため、全ての障害種別に対応した相談業務を行う西牟婁圏域障害児・者相談センター「にじのわ」を設置するとともに、相談支援体制の機能強化を図るための基幹相談支援センター「にしむろ」を設置しました。また、行政・福祉サービス提供事業所・医療・保健・雇用などの関係者が参加する西牟婁圏域自立支援協議会において、情報・課題共有、相互連携、地域生活等の支援体制の充実に取り組んでいます。
 - 相談事業の充実を図り、障害者やその家族に対する生活や、就労等の支援体制を強化するとともに、障害者の生活の自立を進める各種事業に取り組みます。
- ③ 重度障害者等福祉年金等の支給により、障害者の経済的負担を軽減するとともに、自立支援医療や重度障害者等医療、精神障害者医療の実施により、日常生活の自立支援や医療費の負担軽減を図っています。
 - 重度障害者等福祉年金、特別児童扶養手当、特別障害者手当の支給により、重度障害者等の経済的負担の軽減を図ります。
 - 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）をはじめ、重度障害者等医療費助成や精神障害者医療費助成などの実施により、重度障害者等の医療費の負担を軽減し、重度障害者等が必要な医療を受けられる環境を整えます。
- ④ 「田辺市障害者計画」及び「田辺市障害福祉計画」に基づき、各種障害者施策の実施に取り組んでいます。
 - 居宅介護等の各種在宅福祉サービスの充実を図ります。
 - 障害者が日常生活を営む上で必要となる補装具や日常生活用具の利用拡大に努めるとともに、補装具制度利用時の利用者負担の軽減を図ります。

- 生活介護サービス等の各種日中活動サービスの充実を図ります。
 - 障害児の日中活動の支援として、児童発達支援や放課後等デイサービスなど、多面的な取組を進めます。
 - 一般就労後の離職を防ぐため、就労定着支援事業所の利用を勧めるとともに、受け入れ事業所の増加を目指します。
- ⑤ 障害者の親亡き後を見据え、西牟婁圏域において地域全体で生活等を支える地域生活支援拠点等を設置し、地域生活への移行のための相談や、一人暮らし・グループホーム入居体験機会の提供、緊急時の受入れ体制、専門性を備えた人材の確保・養成などに取り組んでいます。
- 共同生活援助や安心生活支援事業等の各種居住支援サービスの充実を図ります。
 - 障害児者の重度化・高齢化を見据え、西牟婁圏域において、緊急時の相談支援等、地域全体で障害児者の暮らし等を支援する地域生活支援拠点を中心に、支援体制の強化を進めるとともに、障害児者の生活を地域全体で支え、生活の自立を進める各種事業に取り組みます。
 - 聴覚障害者等に対する緊急及び災害情報の伝達について、情報提供や意思疎通の支援用具の支給を行うとともに、メール119等による災害等の情報発信に取り組みます。

指標とその目標

指 標	実績値	現状値	目標値（R7）
障害者の方々の就労など、自立や社会参加ができる環境が整っていると思う市民の割合	28.5% (H28)	31.8% (R2)	34.0%
障害者相談支援事業の利用件数	8,023 件 (H27)	8,592 件 (R2)	8,600 件
就労継続支援事業の利用者数	4,380 人 (H27)	4,927 件 (R2)	5,200 件
福祉施設利用者の一般就労移行者数	14 人 (H27)	9人 (R2)	15 人
手話奉仕員養成講座終了者数	—	17 人 (R2)	60 人 (R4～R7)
障害者の方々が日常生活を営むためのサービスが充実していると思う市民の割合	25.0% (H28)	28.3% (R2)	32.0%
移動支援事業の利用者数	323 人 (H27)	367 人 (R2)	422 人
居宅介護の利用者数	1,797 人 (H27)	2,495 人 (R2)	3,000 人
生活介護サービスの利用者数	2,778 人 (H27)	3,066 人 (R2)	3,160 人
入所支援施設への入所者数	138 人 (H27)	132 人 (R2)	125 人
共同生活援助の利用者数	1,695 人 (H27)	1,669 人 (R2)	1,670 人

施策3 福祉

単位施策(3) 高齢者福祉

<No.30>

将来あるべき姿

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができいるとともに、地域社会を活性化する存在として活躍しています。

まちの現状と課題・施策の展開

- ① 要介護及び要支援認定者を除く高齢者を対象に、令和2年5月に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、約28パーセントの高齢者が週1回以上収入のある仕事に従事しています。就業意欲や求職ニーズに対応した就業機会を増やすなど、高齢者が社会の担い手として更に活躍できるようにしていくことが重要です。
 - 高齢者の就労対策として、田辺市シルバー人材センターの運営を支援し、高齢者の社会参加を図ります。
- ② 元気な高齢者は、豊富な知識や経験、技術を生かして、地域の高齢者福祉をはじめとした、多様な分野の活動に参加し、地域を支え、地域社会を活性化する存在として活躍することが期待されています。
 - 高齢者が各種ボランティア活動等を通じて、積極的に地域社会に参加できる環境づくりを進めるとともに、県社会福祉協議会等と協力し、「いきいきシニアリーダーカレッジ」を開催するなど、地域活動をけん引する人材育成等に取り組みます。
 - 高齢者の社会参加や生きがい活動に取り組んでいる老人クラブの活動と運営に対する支援を行い、老人クラブの活性化を図るとともに、会員の加入促進に努めます。
 - 地域を支え、地域を活性化する住民主体の活動が各地域に広がるよう、取組を進めます。
 - 高齢者を敬愛し、長寿を祝うため敬老行事等を実施します。
- ③ 介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、地域における基本的な生活を確保するための支援や、安心の確保が求められています。
 - 日常生活の援助や支援・指導をはじめ、医療機関への送迎や介助・見守り、食事の提供など、在宅生活に必要なサービスを行います。
 - 緊急時や災害時における一人暮らし高齢者等の安心を確保するため、緊急通報システムの貸与を行います。
 - 介護サービスが不足する地域において、当該地域に移住し、介護事業に従事する者に対して、必要な資格取得等に要する費用を助成することで、必要な介護サービスの確保に努めます。
- ④ 高齢化の進行により、医療や介護を必要とする方がますます増加することが見込まれる中、誰もが住み慣れた地域で、安心して自分らしい生活を送ることができる仕組みづくりが求められています。
 - 高齢者の健康に対する意識の高揚を図るとともに、高齢者の健康づくりを支援するため、介護予防・日常生活支援総合事業により実践的な機会の提供に努めるほか、団体やサークル等による住民主体の活動を支援します。

- 広域で設置している田辺圏域在宅医療・介護連携支援センターを中心に、医療や介護関係者への相談支援や各種研修会の開催、ネットワーク構築やACPを含む在宅医療についての普及啓発など、在宅医療・介護連携推進事業を実施します。
 - 総合相談窓口として、田辺市地域包括支援センターの機能充実に努めるとともに、在宅介護支援センターとの連携により、高齢者の在宅生活を支援します。
 - 在宅高齢者宅を訪問し、相談や生活実態の把握、市が実施する事業の啓発や周知を図り、高齢者の生活の安定と安心につなげます。
 - 成年後見制度の利用を促進するため、権利擁護センターたなべを核として、広報・普及活動、相談支援に取り組むとともに、円滑な後見申立の手続に努めます。
- ⑤ 介護が必要な高齢者が住み慣れた地域で暮らしつづけるために、介護している家族等に対する支援を充実させるとともに、増加が見込まれる認知症高齢者とその家族の支援のため、本人の状態に応じた支援体制の整備や認知症にかかる医療と福祉・介護の連携強化、地域住民への正しい知識の普及を図っていくことが必要です。
- 要介護高齢者を介護している家族等の身体的、精神的、経済的負担を軽減するため、各種の支援に取り組みます。
 - 認知症高齢者の早期支援につながるよう、医療と介護の連携強化を図るとともに、相談支援体制の整備や正しい知識の普及に取り組みます。
- ⑥ 居住者等の安全確保のため、生活支援ハウスなど、高齢者福祉施設の適切な管理が必要であるとともに、介護を必要とする高齢者が尊厳を持って生活を送ることができるよう、施設サービスの充実や環境づくりが必要です。
- 居宅生活に不安を持つ高齢者が安心して生活できるよう、必要に応じて生活支援ハウスなどの居住場所を提供します。
 - 高齢者複合福祉施設「たきの里」、養護老人ホーム「千寿荘」、軽費老人ホーム「神島」において、施設サービスの充実など適切な運営に努めます。
 - 高齢者の生きがい活動や社会参加を促進するため、レクリエーション等の場を提供します。

指標とその目標

指 標	実績値	現状値	目標値（R7）
高齢の方々の就労など、社会参加が図られていると思う市民の割合	28.1% (H28)	30.5% (R2)	33.0%
高齢の方々が住み慣れた地域で在宅生活を営むためのサービスが充実していると思う市民の割合	36.1% (H28)	38.1% (R2)	40.0%
老人クラブ会員数	6,673 人 (H27末)	4,731 人 (R3)	4,750 人
緊急通報装置の設置世帯数	649 世帯 (H27末)	269 世帯 (R2末)	370 世帯
介護予防教室の参加者数	843 人 (H27)	186 人 (R2)	800 人
在宅高齢者宅の訪問件数	11,860 件 (H27)	9,884 人 (R2)	10,000 人
家族介護教室の参加者数	181 人 (H27)	0 人 (R2)	200 人
認知症サポーターの養成人数	2,725 人 (H27末)	5,863 人 (R2末)	7,800 人

施策4 セーフティネット

単位施策(1) セーフティネット

<No.31>

将来あるべき姿

被保護世帯に対する適正な保護が実施されているとともに、生活困窮者の自立支援により、経済的、社会的自立が促進されています。

まちの現状と課題・施策の展開

- ① 就労可能な被保護世帯が増えていることから、求職活動等への組織的な支援により、世帯のニーズにより良く対応し、継続的な自立につなげていく必要があります。
 - 被保護世帯の生活状況等を把握し、その世帯に必要かつ適正な保護の実施に努めます。
 - 田辺公共職業安定所等と連携を図るとともに、ケースワーカーや就労支援員による求職活動支援により就労につなげることで、世帯の自立を目指します。
 - 扶養義務者や関係機関と連携を図り、経済的な援助だけでなく、精神的な自立に向けた支援に取り組みます。また、世帯内の児童・生徒が学業に専念し、適正な学校生活を送ることができるよう、関係機関と連携し、将来的な自立を支援します。
- ② 「生活困窮者自立支援法」の施行により、第二のセーフティネットとして、生活困窮者の自立に向けた包括的な支援が進められており、本市においても、生活相談センターを設置し、対応を図っています。
 - 生活困窮者の自立を促すため、自立相談支援事業や住居確保給付金の支給、就労準備支援事業など、一人ひとりの状況に合わせた支援に取り組みます。

指標とその目標

指 標	実績値	現状値	目標値（R7）
就労支援により就労した人数	4人 (H27)	50人 (H29～R2)	20人 (R4～R7)

施策4 セーフティネット

単位施策(2) 国民健康保険、介護保険 <No.32>

将来あるべき姿

国民健康保険事業や介護保険事業について、適切で安定した運営が行われています。

まちの現状と課題・施策の展開

- ① 高齢化の進行により、ますます医療費の増加が懸念される中、平成30年度からの国民健康保険改革及び本格実施される保険者努力支援制度に留意しつつ、財政基盤の安定化に向けて、予防・健康づくりや医療費適正化等の取組を更に推進していく必要があります。
 - 生活習慣病等の疾病予防と改善のための特定健康診査及び特定保健指導を実施するとともに、医療費通知、後発医薬品の普及・啓発の実施により、1人当たりの医療費指数の低減に努め、増大する医療費の適正化を図ります。
 - レセプト点検や第三者行為による被害に係る求償事務の推進により、保険給付の適正化を図ります。
- ② 各市町村が個別に運営を行ってきた国民健康保険は、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村と共に運営を行う一方、市町村は、引き続き資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等の事業を行っています。県の国民健康保険の統一的な運営方針「和歌山県国民健康保険運営方針」の下、県及び市町村間において具体的な課題整理や議論を重ね、適切な対応を図っていくことが必要です。
 - 運営方針の取組についての検証や改善など適切な対応に努めます。
 - 適正な保険料率の決定、徴収対策の推進、効果的な保健事業の実施等により、安定した財政運営に努めます。
- ③ 保険税収納対策では、長期滞納に対する滞納処分と初期滞納に対する電話・訪問催告を重点的に行うだけでなく、コンビニ収納の実施や被保険者の資格調査など、きめ細かな対策を進めています。収納率は保険者努力支援制度の評価指標でもあり、より高い水準へ向けた取組が期待されることから、従来の対策に加えて納付環境の改善等新たな方策の検討が必要です。
 - 庁内関係課との情報共有及び連携により滞納処分の効率化を図ります。
 - 滞納処分や延滞金等、法制度面の対策により、市民の納期内における自主納付意識が高まりつつある中、時代に即したより利便性の高い納付環境の整備を図り、一方で口座振替やコンビニ収納の利用啓発により、納期内納付を支援し、保険税徴収額（収納率）の安定確保を図ります。
- ④ 介護保険制度については、高齢者の介護を社会全体で支えるシステムとして広く定着が図られているものの、一方で介護給付費が今後も増加することが予想されることから、適切な運営のため、公正かつ公平な要支援・要介護認定の実施、介護給付費の適正化、介護保険料収納対策の推進、介護予防施策の充実が必要です。
 - 専門職員による介護認定調査に努め、公正かつ公平な要支援・要介護認定に取り組みます。
 - 医療情報と介護給付実績の突合点検やケアプランチェック等により、介護給付費の適正化に努めます。

- 滞納者に対する早期の納付勧奨を行うとともに、長期滞納者に対しては、財産調査・滞納処分を主とした滞納整理を行います。
 - 介護予防・日常生活支援総合事業を活用し、介護予防施策の充実に努めます。
- ⑤ 地域密着型サービスの指定・指導については、市町村が行っていますが、平成30年から、指定地域密着型などのサービス事業所の指定・指導等事務について、周辺4町と事務受託方式による共同処理を行っています。
- 高齢者の尊厳を支えるよりよいケアが提供されるよう、指導・監査指針等に基づき、サービス事業所の適切な指定・指導に努めます。
- ⑥ 所得の低い高齢者の経済的負担の軽減を図るため、保険料の軽減措置を実施するとともに、低所得者等の利用料の負担軽減や市内における利用料の均衡を図っています。
- 介護給付費に応じた、公正かつ公平な負担を踏まえた上で、低所得者に対する保険料の軽減等、適正な支援を講じます。
 - 社会福祉法人等による低所得者に対する、介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度を推進します。
 - 利用者負担の均衡を図るため、特別地域訪問介護加算に係る利用者負担の軽減措置を行います。
 - 高額介護サービス費等の支給により、利用者負担の軽減を図ります。

指標とその目標

指標	実績値	現状値	目標値（R7）
国民健康保険事業における1人当たり医療費の全国平均を1とした場合の指数	0.901 (H26)	0.947 (R1)	0.947

施策5 市民生活

単位施策(1) 防犯、消費者

<No.33>

将来あるべき姿

市民生活を脅かす暴力行為や犯罪を抑制する取組のほか、消費者対策が推進されているなど、安全・安心な市民生活が確保されています。

まちの現状と課題・施策の展開

- ① 市民生活を脅かす犯罪を無くし、よりよい地域社会の構築に向け、警察や各種団体と連携を図りながら、市民とともに、より一層の防犯活動に取り組んでいく必要があります。
 - 田辺地区防犯協議会、田辺地区地域安全推進員連絡会等の関係団体が推進する各種啓発活動への支援を通して、市民一人ひとりの防犯意識の高揚に努めるとともに、警察や地域の自主防犯組織等と連携を図りながら、犯罪や市民に対する迷惑行為の防止に努めます。
 - 「和歌山県暴力団排除条例」及び「田辺市暴力団排除条例」に基づき、市民や警察、関係団体と連携・協力し、暴力団排除のための施策を推進します。
 - 田辺市暴力追放協議会が開催する、暴力追放のための決起集会や講演会、街頭啓発パレード等への積極的な支援を通して、暴力追放運動を推進します。
 - 犯罪の防止や夜間の通行安全のため、自治組織等が行う防犯灯及び防犯カメラの設置を支援し、地域の安全の確保に努めます。
- ② 高齢者人口の増加や高度情報化など、消費者を取り巻く環境の変化に伴い、様々な商品・サービスが提供され、利便性が向上する一方で、消費者トラブルは複雑・多様化し、消費者の安全・安心を重視する施策が重要となっています。
 - 市民が安心して生活を送ることができるよう、多種多様な相談に対し、弁護士による無料の市民法律相談や職員による市民相談を実施します。
 - 市民が豊かな消費生活を送ることができるよう、専門相談員等による消費生活相談を実施する他、和歌山県消費生活センターとの連携により、啓発講座や街頭啓発を実施し、詐欺や悪質商法の被害の事前防止に努めます。

指標とその目標

指 標	実績値	現状値	目標値（R7）
田辺市は犯罪が少なく、安全なまちであると思う市民の割合	73.5% (H28)	77.0% (R2)	80%
防犯灯の設置数	7,046 基 (H27 末)	7,476 基 (R2 末)	7,870 基
多重債務者や悪質商法などの相談窓口の対応や情報提供が十分なされていると思う市民の割合	23.1% (H28)	22.3% (R2)	30%

施策5 市民生活

単位施策(2) 斎場・墓地

<No.34>

将来あるべき姿

斎場や墓地の適正な運営管理が行われています。

まちの現状と課題・施策の展開

- ① 老朽化が進んでいた斎場については、最新設備を導入し、周辺環境や景観に配慮した施設として令和2年に供用を開始しています。
 - 新斎場の適正な管理運営に努めます。
- ② 市営墓地の適正な維持管理に努めていますが、施設の老朽化対策など、計画的な施設の整備が必要となっています。また、市営墓地の返還が進んでいます。
 - 老朽箇所や危険箇所の計画的な整備を行うとともに、適正な維持管理に努め、墓地内の良好な環境を保持します。また、使用者・管理者の確認を行い、放置区画の状況把握に努めるとともに、墓地募集の手法を検討します。

指標とその目標

指 標	実績値	現状値	目標値（R7）
—	—	—	—

施策 1 生活基盤

単位施策(1) 道路網

<No.35>

将来あるべき姿

国道や県道などの主要幹線道路等の計画的な整備が促進され、市内外を結ぶ道路網が構築されるとともに、市内における道路の利便性や安全性の向上が図られています。

まちの現状と課題・施策の展開

- ① 市道については、令和2年3月末現在で3,057路線、総延長1,375キロメートルとなっています。道路の整備水準を示す改良率は43.46パーセントで、今後も計画的な整備が必要であるとともに、老朽化している橋梁等の長寿命化対策が大きな課題となっています。
 - 生活道路の利便性、安全性を確保するため、道路の局部改良や舗装、維持など効率的・効果的な整備を進めます。
 - 橋梁、トンネルについては、定期点検の結果を踏まえ、存続、廃止を含め適切に対応します。
- ② 市内外を結ぶ円滑な道路網の構築が求められている中、令和4年春開通の田辺西バイパスをはじめ、主要幹線道路等が計画的に整備されています。山村地域においては国道や県道の未改良区間の早期解消による利便性や安全性の向上とともに、緊急時や災害時における通行ルートとしての役割が重要視されています。
 - 地域高規格道路である国道168号の整備促進と、国道311号をはじめ、市内外の各地域を結ぶ国道や主要県道の未改良区間の早期解消を国や県に要望するとともに、その他幹線道路の整備促進に努めます。
- ③ 都市計画道路については、社会情勢の変化を踏まえ、路線の見直しを行いました。見直しの結果、存続している未整備路線については整備を進める必要があります。
 - 都市計画道路外環状線等、未整備路線の整備を進めます。
- ④ 交通の円滑化をはじめ、迅速な救急活動や広域連携、また、近い将来発生が予想されている南海トラフ地震等への対応として、文里湾横断道路の早期完成に向けた取組が求められています。
 - 平常時の救急搬送や広域連携のみならず、大規模災害時における物資の搬送や、津波からの避難に有効である道路として、文里湾横断道路の早期完成に向け、県と連携を図りながら、積極的な取組を進めます。
- ⑤ 近畿自動車道紀勢線は、観光振興や交流促進はもとより、南海トラフ地震などの大規模災害時には、緊急支援物資の輸送、救急・救助活動等において、極めて重要な役割を果たすことが期待されています。
 - 印南～南紀田辺間の暫定2車線区間における早期4車線化の実現とともに、近畿自動車道紀勢線のミッシングリンク^{※1}の解消に向け、県、沿線自治体及び各促進協議会と連携し、関係機関へ要望を行います。

(※1) ミッシングリンク・・・高規格幹線道路等における未整備区間のこと。

指標とその目標

指 標	実績値	現状値	目標値（R7）
幹線道路や生活道路が十分に整備されていると思う市民の割合	46.9% (H28)	45.8% (R2)	50.0%
市道改良率	41.8% (H27末)	43.5% (R2末)	44.5%
都市計画道路の整備進捗率	38.3% (H27末)	39.7% (R2末)	43.8%

施策 1 生活基盤

単位施策(2) 交 通

<No.36>

将来あるべき姿

県及び関係市町村等との連携により、鉄道・航空輸送が確保・維持されています。また、住民の生活に欠かせない生活交通が確保・維持されるとともに、公共交通体系の再構築が図られています。

まちの現状と課題・施策の展開

- ① 本市の玄関口である紀伊田辺駅舎の建替えや、芳養駅、紀伊新庄駅において交通系 IC カードが利用可能になるなど、利便性は向上しましたが、乗降客の減少傾向が続いていることから、紀勢本線全体の活性化に取り組む必要があります。
 - 関係市町村で構成する紀勢本線活性化促進協議会を通じ、JR 及び県とも連携しながら、紀勢本線の利用促進に取り組みます。
- ② 南紀白浜空港については、観光資源の豊富な当地域の空の玄関口として更に多くの来訪者に利用されるよう、今後も利用促進に向けた継続的な取組が必要です。
 - 県や周辺自治体、関係団体との連携により、南紀白浜空港の利用促進に取り組みます。
- ③ 利用者の減少に伴う収支の悪化により、路線バスの再編が進んでいます。また、各行政局管内の交通空白地域において市が運行する住民バスについては、地域の実情を踏まえ、路線の見直しや増便などにより、利用者の利便性向上に取り組む必要があります。
 - 路線バスの利用促進を図り、運行維持に努めるとともに、交通空白地域で運行する住民バスの更なる利便性の向上に努めます。
- ④ 路線バスの再編が進む山村地域はもとより、市街地においても、高齢化の進行等を要因として、移動が困難な方が存在していることから、地域公共交通網形成計画に基づき、地域住民・交通事業者・行政が一体となり、利用しやすくかつ効率的・効果的な地域公共交通網を構築する必要があります。
 - 地域公共交通網形成計画に基づき、地域公共交通に対する理解醸成を図るとともに、新たな運行形態を検討します。

指標とその目標

指 標	実績値	現状値	目標値 (R7)
路線バスや住民バスなどの公共交通が充実していると思う市民の割合	18.4% (H28)	19.1% (R2)	25.0%
市内を運行する路線バス利用者数	643 千人 (H27)	541 千人 (R2)	640 千人
住民バス利用者数	10,405 人 (H27)	6,662 人 (R2)	10,510 人

施策2 環 境

単位施策(1) 都市・生活環境

<No.37>

将来あるべき姿

都市機能の向上と良好な生活環境の確保が図られ、住みよいまちづくりが推進されています。

まちの現状と課題・施策の展開

- ① 新庁舎の建設が進む中、平成28年8月に出された田辺市庁舎整備方針検討委員会答申に「庁舎移転後の利活用については、津波からの避難場所や中心市街地の活性化など、庁舎整備と並行して検討を進めることが適切」と付記されているように、現本庁舎はもちろん田辺市民総合センターの利活用について検討していく必要があります。
- 現本庁舎跡地については、広域的な視点も踏まえながら、現庁舎敷地のみにとらわれることなく、扇ヶ浜周辺エリアも一体として考え、中心市街地の資源や機能と連携し、まちのにぎわい創出や経済活性化につながる利活用に取り組みます。また、その検討においては、災害に対する安全性を考慮するとともに、高校生を含めた若い世代や市外在住の方などから、幅広く意見を聴取するよう努めます。
 - 田辺市民総合センターについては、新庁舎への行政機能移転後の有効活用と周辺エリアの活性化などに資する利活用に取り組みます。
- ② 都市公園・小公園の適正な管理のほか、市民が主体となって行う緑化活動を支援しています。また、扇ヶ浜公園を含む、扇ヶ浜エリアについては、中心市街地や観光との連携も視野に入れた、当該エリア全体のあり方の検討が必要です。
- 市民が安全・安心に利用できるよう、都市公園・小公園の適正管理に努めます。
 - 令和4年度に開催される「第61回全日本花いっぱい田辺大会」の準備に取り組むとともに、花と緑豊かな環境づくりのため、市民が主体的に行う緑化活動を支援するなど、「花いっぱいのまちづくり」を進めます。
 - 扇ヶ浜公園を含む、扇ヶ浜エリアの更なる魅力向上を図るため、武道館や扇ヶ浜海岸、中心市街地の資源や機能を生かした取組を進めていくほか、当該エリア全体の今後のあり方について検討を進めます。
- ③ 市街地を魅力あるエリアとして整備するため、個別の都市計画の決定や方針などを示した「田辺市都市計画マスタープラン」に即し、各種事業に取り組むなど、都市機能の向上を図っています。また、令和2年に改定した田辺市景観計画に基づくまちづくりを進める必要があります。
- 社会経済情勢の変化等に応じて、都市計画マスタープランの見直しを行うなど、計画的なまちづくりを推進し、都市機能の向上を図ります。
 - 地域の景観資源の保全と活用を図るとともに、景観の向上につながる取組を検討します。
 - 市街地の景観向上やバリアフリー環境を維持するため、放置自転車等の適正管理に努めます。
- ④ 近年、全国的に空き家に関する問題が表面化しており、適切に管理されていない空き家は、防災・衛生・景観等において地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、早急な対策が求められています。

- 適切に管理されていない空き家等の発生を抑制するため、所有者等に対する啓発や市民からの通報、相談等に対する迅速かつ効果的な対策に努めるほか、所有者等の事情も考慮し、慎重に判断しながら、必要な措置を行います。
 - 倒壊等の危険性の高い不良空き家等の除却を支援します。
- ⑤ 市営住宅の老朽化が進んでおり、計画的な改修・修繕等により、長寿命化対策を講じる必要があります。また、経済情勢等を踏まえ、住宅に困窮する低所得者に対する支援が求められています。
- 「田辺市営住宅長寿命化計画」に基づき、改修や修繕、用途廃止等を計画的に進めます。
 - 住宅家賃減免措置により、住宅に困窮する低所得者に対して、低廉な家賃による住宅供給を行います。
- ⑥ 住居表示整備事業については、令和3年3月末現在で8.59平方キロメートルを実施しています。
- 住居表示整備事業の完了地区において、適正な維持管理に努めていくとともに、新たに住居表示の整備が必要な地域が生じれば、地元の合意も得ながら、事業の実施を検討します。
- ⑦ 安全な水道水を安定して供給するため、健全な水道事業を推進する必要があります。
- 安全で安心な水道水を安定して供給するため、健全な水道事業経営を図りながら、災害等に備えた対策に取り組みます。
- ⑧ 汚水処理人口普及率は、全国平均を大きく下回っていることから、生活排水処理施設の整備等を総合的に進めていく必要があります。
- 特定環境保全公共下水道、農業・林業・漁業集落排水処理施設、地域排水処理施設の供用率向上に取り組むとともに、戸別排水処理施設も含めて、適正な維持管理に努めます。
 - 公共下水道事業や集合排水処理施設との整合を図りながら、浄化槽設置整備事業を推進します。
- ⑨ 令和3年3月末現在において、地籍調査事業の進捗率は35.35パーセントで、国や県の平均よりも低くなっています。今後は、津波等により甚大な被害が懸念される区域や土砂災害警戒区域などの被災が想定される区域について早急に実施する必要があります。
- 土地取引の円滑化や権利関係の明確化、公共事業や災害復旧の効率化を図るために基礎となる地籍調査を第7次国土調査事業十箇年計画の計画に沿って、積極的に推進します。
- ⑩ 山間部の通信環境について、携帯電話や光回線によるインターネット接続が利用できない地域が存在しています。これらは、現在において日常生活のあらゆる場面で利用される社会インフラとなっており、環境改善に取り組む必要があります。
- 携帯電話の通信環境については、国・県及び民間事業者と連携してその改善に努めるとともに、新たな通信規格（5G）の利活用方策について研究を行います。
 - 光回線によるインターネット接続の環境整備については、地域の実情や民間事業者の参入状況等を見極め、対策を検討します。

指標とその目標

指 標	実績値	現状値	目標値（R7）
身近な場所に公園や緑地があり、市民が憩える環境が整っていると思う市民の割合	41.3% (H28)	45.7% (R2)	50.0%
緑化推進団体数	64 団体 (H27)	58 団体 (R2)	65 団体
生活排水処理率 ^{※1}	55.3% (H27 末)	62.0% (R2 末)	68.2%
地籍調査の進捗率	29.6% (H27 末)	35.35% (R2 末)	41.0%

（※1）生活排水処理率・・・総人口に対する各汚水処理施設（合併処理浄化槽、集落排水処理施設、公共下水道等）への接続世帯人口の割合のこと、各汚水処理施設の整備区域人口の割合である汚水処理人口普及率より実態に即した指標として設定しています。

施策2 環境

単位施策(2) 自然環境

<No.38>

将来あるべき姿

豊かな自然環境が保全されているとともに、良好な自然景観・文化的景観が守られています。

まちの現状と課題・施策の展開

- ① 本市においては、吉野熊野国立公園・高野龍神国定公園をはじめ、城ヶ森鉢尖県立自然公園・果無山脈県立自然公園・日置川県立自然公園・大塔山県立自然公園が自然公園に指定されており、令和2年5月には、日置川県立自然公園への名称変更（旧称 大塔日置川）及び大塔山県立自然公園が新たに指定されています。今後も本市の自然資源を再検証し、価値向上に向けた取組が必要です。
- 豊かな自然を未来へ引き継ぐため、自然公園等における環境の保全と適正な利活用に努めます。また、本市の自然資源の持つ価値を見直し、関係機関と連携の下、持続可能なまちづくりに資する活用ができるよう取り組みます。
 - 天神崎の自然を大切にする会と連携しながら、天神崎の豊かな自然の保全に努めます。
 - 吉野熊野国立公園内への利用拠点施設の誘致に取り組みます。
- ② 先人が暮らしの中で守り育んできた農山漁村の風景や、世界遺産である熊野参詣道に代表される文化的景観を守り、未来へつなげていく必要があります。
- 農林水産業を守り、強化するとともに、移住促進も含めた、農山漁村における集落機能の維持・活性化の取組を推進することで、良好な景観保全につなげます。
 - 市民や行政だけでなく、来訪者とも連携しながら、世界遺産である熊野参詣道の保護・保全に取り組みます。
 - 森林経営管理制度の適切な運用により、熊野参詣道だけでなく、その周辺に広がる文化的景観の保全に取り組みます。
- ③ 2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体として、ゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。カーボンニュートラルの実現に向けては、誰もが、無関係ではなく、市民・企業・行政がそれぞれの役割に応じて、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化に取り組む必要があります。
- 2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けて、研究・検討を進め、市民・企業・行政がそれぞれの役割に応じて、その推進に努めます。
 - 「温室効果ガス排出抑制等田辺市実行計画」やグリーン購入の推進等により、地球環境問題に取り組むとともに、本市の特性や地域資源を生かした、自然エネルギーの活用について、関係機関との連携により検討を進め、その導入推進に努めます。
 - 森林経営管理制度の適切な運用により、大気の浄化や二酸化炭素の貯蔵など、森林の有する公益的機能が高度に発揮される森林環境づくりを進めます。

指標とその目標

指標	実績値	現状値	目標値（R7）
—	—	—	—

施策2 環境

単位施策(3) 環境衛生

<No.39>

将来あるべき姿

市民と行政の協働による地域環境美化の意識高揚により、環境浄化や美化活動の取組が推進され、美しいまちづくりが進められています。

まちの現状と課題・施策の展開

- ① 各種団体や事業所の参画の下、田辺市環境美化連絡協議会を組織し、市民・企業・行政の協働による環境保全と美化の推進に努めています。
 - 市民・企業・行政の協働による美しいまちづくりに向け、田辺市環境美化連絡協議会等と連携し、環境を考える市民の集いやクリーン作戦を実施するとともに、更なる啓発活動に取り組みます。
- ② 騒音、振動、悪臭を発生させるおそれのある事業所や建設作業について、隨時、指導や監視を行うとともに、水質汚濁の監視調査を実施しています。また、生活環境に悪影響を及ぼす不法投棄の防止に取り組んでいます。
 - 県や関係機関等と連携を図り、水質汚濁の監視調査の継続と不法投棄を防止する取組を推進するとともに、騒音等の公害防止に向け、事業者や市民に対する啓発に努めます。
- ③ 地域住民の生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るための取組を進めています。
 - 地域住民の生活環境を保全し、公衆衛生の向上を図るため、小溝清掃を実施するとともに、飼い主のいない猫の個体数の減少等に努めます。
- ④ 飲食店等が集積する紀伊田辺駅前周辺地域のごみ処理については、駅前美化推進協議会が組織され、収集や啓発において、独自の取組が進められていますが、一部のごみ集積所に絶えず収集されないごみが発生する状況が改善されない中、駅前美化推進協議会への加入促進や分別及びごみの排出に係る指導啓発を実施し、駅前環境の改善に努めています。
 - 紀伊田辺駅前周辺地域の環境美化啓発を実施し、市民や来訪者にとって快適な環境づくりに取り組みます。

指標とその目標

指標	実績値	現状値	目標値（R7）
過去1年間に、クリーン作戦などの環境美化活動に参加したことのある市民の割合	37.5% (H28)	32.4% (R2)	43.0%

施策2 環境

単位施策(4) ごみ・リサイクル

<No.40>

将来あるべき姿

「循環型社会形成推進基本法」に基づく3R（排出抑制、再利用、再生利用）により、ごみの排出抑制及び資源化が進められ、循環型社会の構築が推進されています。

まちの現状と課題・施策の展開

- ① 廃棄物処理においては、排出抑制（リデュース）が最も重要であり、可能な限り排出を抑制する取組が求められるとともに、ごみとして排出されるものについては、再利用（リユース）・再生利用（リサイクル）を適正に実施する必要があります。
 - ごみの分別を徹底するとともに、古紙ステーションなど、拠点回収の積極的な活用を図ります。また、埋立てごみに含まれる鉄類やプラスチック類の資源化に努め、リサイクル率の向上を図ります。
 - 資源ごみの集団回収を継続して奨励することにより、ごみの減量や資源の有効利用を拡大するとともに、生ごみの減量化と資源化を図るため、生ごみ処理機や処理容器の購入を促進します。
 - ごみ減量及びリサイクル推進協力店制度を活用し、市内の量販店等による過剰包装の改善やレジ袋削減運動、トレイ・牛乳パック・ペットボトル等の回収を促進します。
 - 広報紙やごみ収集カレンダー等により、ゴミの排出状況や排出方法などについて時期を捉えた情報発信を図るとともに、地域学習会や施設見学等を通じて、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進を図るための啓発を行います。
- ② ごみの収集体制については、市民がごみを分別し、出しやすい環境を整えています。
 - 民間事業者への委託による市全域収集の実施をはじめ、高齢者や障害者等のごみの搬入が困難な世帯を対象とした特別収集のほか、ペットボトル等を対象とした拠点回収、ごみ集積所の整備、ごみ収集カレンダーやごみ分別辞書の作成により、市民がごみを分別し、出しやすい環境づくりを進めます。
- ③ 構成市町等と連携し、広域最終処分場の適切な運営に努めるとともに、現有の埋立てを終了した管理型最終処分場についても、埋立廃棄物が安定化し、施設の廃止が認められるまで、浸出水処理施設等の維持管理を継続する必要があります。
 - 廃棄物の最終処分については、搬入基準を満たす適切な中間処理を行うとともに、組合と連携しながら広域最終処分場の適切な管理運営を図ります。
 - 現有の最終処分場について、施設を廃止するまでの間、浸出水処理施設等の適正な維持管理に努めます。
- ④ ごみ焼却施設については、平成26年度から平成28年度までの3年で基幹的設備改良を実施し、焼却施設の長寿命化を実現しましたが、今後は、和歌山県広域化計画に基づく田辺広域ブロックの構成自治体（みなべ町、上富田町、白浜町、すさみ町）と連携を図り、既存施設の状況も見極めながら、将来的に広域化に向けた取組が必要となります。
 - 一般廃棄物中間処理施設について、田辺周辺広域市町村圏組合の構成市町による共同設置を目指すという共通認識の下、広域化に向けた取組を進めます。

指標とその目標

指 標	実績値	現状値	目標値（R7）
日頃からごみ減量やリサイクルを心掛け、実践している市民の割合	83.7% (H28)	83.3% (R2)	85.0%
市民1人当たりのごみ排出量	1,021 g/人・日 (H27)	1,027 g/人・日 (R2)	1,000 g/人・日
ごみのリサイクル率	20.4% (H27)	19.9% (R2)	20.0%

1 連携・協働・参画

現状と課題・施策の展開

協働のまちづくりを推進するためには、市民の積極的な参画を促進し、市民の創意と工夫をまちづくりに生かすとともに、多様化・複雑化する、市民の公共サービスに対するニーズに対応するため、積極的な広聴広報活動により、市民の意見等を市政へ反映することが大切です。また、市民と行政が共通する目的の達成に向けて、互いの特性を生かせるよう、役割分担を明確にした上で、対等なパートナーとして、共に地域サービスの向上を進めることが重要です。

田辺市市民活動センターでは、NPO^{※1}をはじめとする市民活動団体等における活動の成熟や、社会貢献活動意欲の高まりを背景として、主体的・自発的な公益活動が展開される中、登録団体間の交流やネットワークづくり、各種情報の収集・提供、相談、研修会の実施など、活動の充実を図るとともに、総合的な市民活動の支援拠点としての役割を果たしています。

また、近年においては、県内外の大学との連携によるインターンシップ^{※2}の受入れやフィールドワーク^{※3}等を通じて、地域が抱える人口減少や過疎化に伴う様々な課題の解決策を、地域住民と共に考えるほか、大学が有するノウハウ^{※4}を生かした、様々な取組が地域において展開されるなど、地域づくりを進める上で、その必要性が高まっています。さらに、地方創生の推進等に当たり、企業との連携をより一層強化することが求められています。

(※1) NPO・・・社会的な公益活動を行う非営利組織・団体

(※2) インターンシップ・・・学生が企業等において、実習・研修的な就業体験をする制度

(※3) フィールドワーク・・・実地研究や現地調査のこと。

(※4) ノウハウ・・・専門的な知識、技術、手法等

- より充実した公益的サービスを効率的に提供するため、市民と行政のそれぞれの強みを踏まえた適切な役割分担による協働体制の構築を図ります。
- 田辺市市民活動センターの機能を更に充実させるため、民間手法による長所を最大限に生かし、市民活動の総合的な支援を行う拠点づくりに努めます。
- 市民の自主的な地域づくりを支援するため、「田辺市市民活動災害補償保険制度」や、「みんなでまちづくり補助金制度」等の充実に努めます。
- 産業・福祉・保健・教育など、分野間の密接な連携により、相乗効果を高めます。
- 県内外の大学等との連携強化や連携協定を推進し、大学に集積するノウハウを生かした地域づくりを展開します。
- 地方創生の推進をはじめ、様々な分野において、企業との連携を強めるとともに、多様なまちづくり活動への企業の参画を促進します。
- 市民ニーズを的確に把握し、広報紙やホームページ等の内容充実を図るとともに、様々な情報伝達媒体を活用します。
- 市政運営の過程や成果、解決すべき課題等の分かりやすい情報提供を行うとともに、市民が求める情報と市が提供すべき情報を整理しながら情報発信に取り組みます。
- 多様化・複雑化する公共サービスに対する市民ニーズを市政に反映するため、市民意見等の的確な把握に努めます。
- 協働の根幹となる市民との情報共有を推進するため、市民意見等を的確に把握し、市政に反映する広聴機能の強化を図ります。

- 公正で透明な行政を推進し、市民の市政への参加を進めるため、個人情報の保護を図りつつ、情報公開制度の適切な運用に努めます。

指標とその目標

指 標	実績値	現状値	目標値（R7）
市民と行政の連携によるまちづくりができるいると 思う市民の割合	23.6% (H28)	20.1% (R2)	28.0%
田辺市市民活動センターの登録団体数	150 団体 (H27 末)	169 団体 (R2末)	200 団体
大学との連携協定締結件数【再掲】	5件 (H27 末)	7件 (R2末)	8件
市の取組に対する市民意見の受け入れが十分であると 思う市民の割合	16.7% (H28)	16.6% (R2)	30.0%
過去1年間に「広報田辺」を読んだことのある市民 の割合	86.9% (H28)	87.7% (R2)	90.0%

2 地域コミュニティ力

現状と課題・施策の展開

人口減少、少子高齢化及び家族形態の変容やライフスタイルの変化等により、全国的に自治組織への未加入世帯が増加しています。本市においても、その状況は同様であり、地域住民同士のつながりが希薄になりつつあります。しかしながら、東日本大震災や紀伊半島大水害、熊本地震などの大規模災害時における避難行動や復旧・復興の過程においては、従来からのつながりが深い地縁組織や住民による共助の重要性が改めて認識されており、地域コミュニティの核となる自治組織の役割は益々重要視されています。今後、更に人口減少や少子高齢化が進行することにより、これまで地域で行われていた伝統行事や共同作業の存続、福祉、防災などにおける様々な地域の諸課題への対応が困難になることが想定されます。広大な市域を有する本市には、これまでに形成されてきた多様な地域コミュニティがあり、それぞれの地域の特性に応じた対策が必要となっています。

- 町内会、自治会、区、常会などの地縁型コミュニティと、特定の主旨・目的の下に結成されているNPOや市民団体などのテーマ型コミュニティとの連携・融合を図り、地域の課題を解決し、それぞれのコミュニティの充実・活性化につながる事業の展開を促進します。
- 地域コミュニティ活動の拠点となる自治会館等の新築や改修に対する支援に努めます。
- 田辺市自治会連合会と連携を図りながら、市民の地域コミュニティへの帰属意識を醸成するなど、自治組織への加入を促進するための取組を支援します。
- 今後、対応が困難となることが想定される様々な地域の諸課題を、住民自ら主体となって、知り、考え、行動することで解決を図っていくため、地域づくりの担い手となる人材の発掘や育成に取り組むとともに、本市の多様な地域特性に応じた「田辺らしい住民自治の仕組み」の構築に向けた検討を進めます。

指標とその目標

指 標	実績値	現状値	目標値（R7）
自治組織への加入率	75.9% (H27)	74.9% (R2)	79.0%

3 健全な行財政運営

現状と課題・施策の展開

全国的に人口減少や少子高齢化が進行する中、市民ニーズの多様化、高度化等に柔軟に対応し、持続可能な行政経営の実現を目指すため、デジタル技術の活用などによる業務の効率化、効果的な行政サービスを提供できる体制づくりや財政基盤の構築を図る必要があります。

- 定型的業務を含めた各種業務において、民間が持つノウハウ^{*1}を生かし、行政運営の効率化や市民サービスの向上を図るため、民間活力の導入を推進します。
(※1) ノウハウ・・・専門的な知識、技術、手法等
- 事務事業全般について、公的関与の妥当性をはじめ、必要性、有効性、効率性等の観点から検証し、必要な改善や整理・合理化を進めます。
- 将来にわたり持続可能なまちづくりを進めていくため、更なる財源確保に努めるとともに、引き続き「選択と集中」による効果的・効率的な事業実施に努めるほか、事務事業の見直しや、経費の節減・合理化などに取り組みます。
- 各種収入について、徴収率の向上など、公平性の確保、債権管理の適正化に取り組むとともに、行政サービスの提供に対する受益者負担の適正化や、新たな自主財源の確保に努めます。
- 「田辺市公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設の老朽化対策も含めて、将来的な施設の適正配置及び財政負担の軽減・平準化を目指した取組を推進します。
- 外郭団体や第3セクターなど、市関係団体における経営の健全化等に取り組みます。
- 地方分権の進展、地方創生の具現化をはじめ、新たな行政課題等に的確に対応するとともに、行政運営の効率化を図るため、状況に応じて組織・機構の見直しを行います。
- 多種多様化する住民ニーズに即した、質の高い行政サービスを提供できるよう、適正な定員管理に取り組むとともに、効果的、効率的な職員配置や行政内部の横断的な連携強化により、適切な業務執行体制を確保します。
- 国の「自治体DX^{*2} 推進計画」に基づく情報システムの標準化・共通化を進めます。また、行政手続のオンライン化や社会保障・税番号制度への対応をはじめ、情報通信技術の推進・活用により、市民サービスの向上や事務の効率化を図るとともに、情報セキュリティ対策を図ります。
(※2) DX(デジタル・トランスフォーメーション)・・・ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でよりよい方向に変化させること。
- 「田辺市人材育成基本方針」に基づき、計画的な職員研修をはじめ、人材育成の観点に立った人事管理、職場風土の改善に努めるとともに、適正な人事評価制度の運用を進めます。

指標とその目標

指 標	実績値	現状値	目標値（R7）
効率的で効果的な行政運営がなされていると思う市民の割合	20.5% (H28)	18.4% (R2)	25.0%
実質公債費比率	9.2% (H27)	8.7% (R1)	10.0%未満
経常収支比率	88.8% (H27)	97.8% (R1)	98.0%未満

4 広域連携

現状と課題・施策の展開

広域行政事務については、既存の共同処理の再編や強化、さらには新たな共同化の検討を行いながら、周辺自治体との連携を推進していく必要があります。

- 構成市町等と連携し、広域最終処分場の適切な運営に努めるとともに、一般廃棄物中間処理施設について、田辺周辺広域市町村圏組合の構成市町による共同設置を目指すという共通認識の下、広域化に向けた取組を進めます。
- 一部事務組合で行っている共同処理事務や周辺自治体等との共通事務について、効率化や新たな共同処理の可能性を検討します。
- 社会経済情勢の変動等による、防災・医療・福祉・産業など広域的な行政課題に対応するため、周辺自治体をはじめとする県内外の関係自治体との適切な役割分担の下、更なる連携を図ります。

指標とその目標

指 標	実績値	現状値	目標値（R7）
近隣の町との連携が十分に図られていると思う市民の割合	20.8% (H28)	22.3% (R2)	25.0%

5 SDGs

現状と課題・施策の展開

SDGsの「誰一人取り残さない」という理念は、第2次田辺市総合計画におけるまちづくりの理念「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」と目指す方向性が同じであり、第2次田辺市総合計画の推進がSDGsの達成に資するものと考えています。

SDGsの採択から年月が経過し、国際社会が新たな課題や一段と深刻化した課題に直面するなど、状況が大きく変化する中で、様々な課題に対して、経済・社会・環境の三側面から統合的に取り組み、持続可能な世界の実現を目指すSDGsの役割がこれまで以上に重要となっており、SDGsの達成に向けた取組を一層加速させることが求められています。

SDGsの推進・普及のためには、様々な関係者の関与・連携が重要であり、行政、企業、市民社会、アカデミア、個人等それぞれの立場・役割に応じた取組を進めることができます。

SDGsの推進に当たっては、市民一人ひとりや各企業がSDGsを理解し、それぞれの生活行動や事業活動がSDGsとどのようにつながっているか捉え直すことで、生活行動や事業活動を変容させていく必要があります。

- 第2次田辺市総合計画の推進がSDGsの達成に資するといった観点で、施策の展開においては、SDGsを意識して取り組みます。
- 経済・社会・環境の三側面において田辺らしい調和のとれた地方創生SDGsを進めます。
- 市民一人ひとりの生活行動や企業の事業活動の変容を促進するため、SDGsの啓発に取り組みます。

指標とその目標

指 標	実績値	現状値	目標値（R7）
—	—	—	—